

ドイツ
商標法

2013年10月19日の法3830により改正

目次

第1部 範囲

第1条 保護される商標及びその他の標識

第2条 他の規定の適用

第2部 商標及び取引上の表示の保護の要件，範囲及び制限，移転及びライセンス

第1章 商標及び取引上の表示，優先権及び先順位

第3条 商標として保護することができる記号

第4条 商標の保護を生ずるもの

第5条 取引上の表示

第6条 優先権及び先順位

第2章 登録による商標保護の要件

第7条 所有者資格

第8条 絶対的拒絶理由

第9条 相対的拒絶理由としての出願商標又は登録商標

第10条 周知商標

第11条 代理人の名義で登録された商標

第12条 使用により取得された商標及び取引上の表示の先順位効果

第13条 その他の先の権利

第3章 保護の範囲，権利の侵害

第14条 商標の所有者の排他権，差止命令に係る権利，賠償請求

第15条 取引上の表示の所有者の排他権，差止命令に係る権利，賠償請求

第16条 出版物における登録商標の複製

第17条 代理人又は代表者に対する請求

第18条 破棄及び回収に係る権利

第19条 情報に係る権利

第19a条 提出及び検査に係る権利

第19b条 賠償請求権の確保

第19c条 判決の公告

第19d条 他の法規に基づく権利

第4章 保護の制限

第20条 消滅

- 第 21 条 権利の喪失
- 第 22 条 後の商標登録の法的有効性を理由とする権利の排除
- 第 23 条 名称及び記述的表示の使用，部品の取引
- 第 24 条 消尽
- 第 25 条 不使用を理由とする権利の排除
- 第 26 条 商標の使用

第 5 章 所有権の対象としての商標

- 第 27 条 移転
- 第 28 条 権利の所有者であることの推定，所有者への送達
- 第 29 条 対物的権利，強制執行による差押，破産手続
- 第 30 条 ライセンス
- 第 31 条 商標出願

第 3 部 商標に関する事項の手続

第 1 章 登録手続

- 第 32 条 出願に関する要件
- 第 33 条 出願日，登録を受ける権利，出願の公告
- 第 34 条 外国出願による優先権
- 第 35 条 博覧会による優先権
- 第 36 条 出願要件の審査
- 第 37 条 絶対的拒絶理由に関する審査
- 第 38 条 早期審査
- 第 39 条 出願の取下げ，限定及び補正
- 第 40 条 出願の分割
- 第 41 条 登録
- 第 42 条 異議申立
- 第 43 条 不使用の抗弁，異議についての決定
- 第 44 条 登録の付与を求める訴訟

第 2 章 訂正，分割，保護の期間及び更新

- 第 45 条 登録簿及び公告の訂正
- 第 46 条 登録の分割
- 第 47 条 保護期間及び更新

第 3 章 放棄，取消及び無効，抹消手続

- 第 48 条 放棄
- 第 49 条 取消
- 第 50 条 絶対的拒絶理由による無効
- 第 51 条 先の権利による無効

- 第 52 条 取消又は無効を理由とする取消の効果
- 第 53 条 取消事由を理由とする特許庁による取消
- 第 54 条 絶対的拒絶理由による特許庁における取消手続
- 第 55 条 通常裁判所に対する取消手続

第 4 章 特許庁に対する手続に関する一般規定

- 第 56 条 特許庁の権限
- 第 57 条 除斥及び忌避
- 第 58 条 鑑定意見
- 第 59 条 事実の調査，聴取される権利
- 第 60 条 事実の調査，聴聞，調書
- 第 61 条 決定，審判請求権に関する情報
- 第 62 条 ファイルの閲覧，登録簿の閲覧
- 第 63 条 手続費用
- 第 64 条 不服申立
- 第 64a 条 特許庁における手続に係る費用の取扱
- 第 65 条 法律上の命令を発する権限

第 5 章 連邦特許裁判所における手続

- 第 66 条 審判請求
- 第 67 条 審判部，口頭審理の公開
- 第 68 条 審判請求手続における特許庁長官の関与
- 第 69 条 聴聞
- 第 70 条 審判請求に関する決定
- 第 71 条 審判請求手続の費用
- 第 72 条 除斥及び忌避
- 第 73 条 事実の調査，聴聞の準備
- 第 74 条 証拠調べ
- 第 75 条 召喚
- 第 76 条 聴聞の順序
- 第 77 条 調書
- 第 78 条 証拠の判断，裁判所に聴取される権利
- 第 79 条 決定言渡，決定の送達，理由の記載
- 第 80 条 訂正
- 第 81 条 代理，委任状
- 第 81a 条 法的扶助
- 第 82 条 他の規定の適用，上訴の可能性，ファイルの閲覧

第 6 章 連邦最高裁判所に対する訴訟手続

- 第 83 条 法律審判請求の許可
- 第 84 条 法律審判請求の権利，法律審判請求の根拠

第 85 条 方式要件
第 86 条 許容性の審理
第 87 条 複数当事者
第 88 条 他の規定の適用
第 89 条 法律審判請求に関する決定
第 89a 条 法律上の聴聞を受ける権利の侵害の場合の救済
第 90 条 費用の決定

第 7 章 共通規定

第 91 条 権利回復
第 91a 条 出願の手續続行
第 92 条 真実を述べる義務
第 93 条 公用語及び法廷における言語
第 93a 条 証人の補償，鑑定人の報酬
第 94 条 送達
第 95 条 相互援助
第 95a 条 電子的手續，命令を下す権限
第 96 条 国内代理人
第 96a 条 過度に長い裁判手續の場合における法的保護

第 4 部 団体標章

第 97 条 団体標章
第 98 条 所有者資格
第 99 条 団体標章としての原産地表示の登録性
第 100 条 保護の制限，使用
第 101 条 訴訟を提起する権限，損害
第 102 条 団体標章の使用を規律する規約
第 103 条 出願の審査
第 104 条 団体標章の使用を規律する規約の修正
第 105 条 取消
第 106 条 絶対的拒絶理由による無効

第 5 部 標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書に基づく商標の保護，共同体商標

第 1 章 マドリッド協定に基づく標章の保護

第 107 条 本法の規定の適用；言語
第 108 条 国際登録出願
第 109 条 手数料
第 110 条 登録簿への登録
第 111 条 保護のその後の地域拡張

- 第 112 条 国際登録の効力
- 第 113 条 絶対的拒絶理由についての審査
- 第 114 条 異議申立
- 第 115 条 保護のその後の撤回
- 第 116 条 国際登録を根拠とする異議申立及び取消請求
- 第 117 条 不使用を理由とする請求の除外
- 第 118 条 国際登録の移転に対する同意

第 2 章 マドリッド協定に関する議定書に基づく標章の保護

- 第 119 条 本法の規定の適用；言語
- 第 120 条 国際登録出願
- 第 121 条 手数料
- 第 122 条 ファイルへの記入；登録簿への登録
- 第 123 条 保護のその後の地域拡張
- 第 124 条 マドリッド協定に基づく標章の国際登録の効力に関する規定の準用
- 第 125 条 国際登録の変更

第 3 章 共同体商標

- 第 125a 条 共同体商標出願の特許庁への提出
- 第 125b 条 本法の規定の適用
- 第 125c 条 後にする商標の無効
- 第 125d 条 共同体商標の変更
- 第 125e 条 共同体商標裁判所；共同体商標訴訟
- 第 125f 条 委員会への通知
- 第 125g 条 共同体商標裁判所の土地管轄
- 第 125h 条 破産手続
- 第 125i 条 執行条項の発動

第 6 部 原産地表示

第 1 章 原産地表示の保護

- 第 126 条 原産地表示として保護される名称，表示又は記号
- 第 127 条 保護の範囲
- 第 128 条 侵害を理由とする権利
- 第 129 条 出訴期限

第 2 章 規則 (EEC) No. 510/2006 に基づく地理的表示及び原産地表示の保護

- 第 130 条 特許庁における手続；出願に対する不服申立
- 第 131 条 意図された登録に対する不服申立
- 第 132 条 指定変更に係る請求，取消手続
- 第 133 条 審判請求

第 134 条 監督

第 135 条 侵害を理由とする権利

第 136 条 出訴期限

第 3 章 法律上の命令を発する権限

第 137 条 個々の原産地表示の保護に関する詳細な規定

第 138 条 規則 (EG) No. 510/2006 に基づく出願及び不服申立に係る手続に関するその他の規定

第 139 条 規則 (EG) No. 510/2006 を実施する規定

第 7 部 標識に関する訴訟の手続

第 140 条 標識に関する訴訟

第 141 条 本法及び不正競争防止法に基づく請求の裁判管轄地

第 142 条 係争中の価額の縮小

第 8 部 刑事罰又は罰金の規定，輸入及び輸出に関する差押

第 1 章 刑事罰又は罰金の規定

第 143 条 罰すべき標識の侵害

第 143a 条 罰するべき共同体商標の侵害

第 144 条 罰するべき原産地表示の使用

第 145 条 行政罰金に関する規定

第 2 章 輸入及び輸出に関する商品の差押

第 146 条 標識に係る権利の侵害の場合における差押

第 147 条 没収，異議申立，差押商品の解放

第 148 条 権限，救済

第 149 条 不当な差押の場合における損害

第 150 条 規則 (EG) No. 1383/2003 に基づく手続

第 151 条 原産地表示に関するドイツ法に基づく手続

第 9 部 経過規定

第 152 条 本法の適用

第 153 条 侵害に対する請求の主張の制限

第 154 条 対物的権利，執行，破産手続

第 155 条 ライセンス

第 156 条 絶対的拒絶理由に関する商標出願の審査

第 157 条 公告及び登録

第 158 条 異議申立手続

第 159 条 出願の分割

第 160 条 保護の期間及び更新

- 第 161 条 取消事由による登録商標の取消
- 第 162 条 絶対的拒絶理由による登録商標の取消
- 第 163 条 先の権利を理由とする登録商標の取消
- 第 164 条 (廃止)
- 第 165 条 経過規定

第1部 範囲

第1条 保護される商標及びその他の標識

次のものは、本法に基づき保護されるものとする。

1. 商標
2. 取引上の表示
3. 原産地表示

第2条 他の規定の適用

本法に基づく商標，取引上の表示及び原産地表示の保護は，これらの標識の保護に関する他の規定の適用を排除するものではない。

第2部 商標及び取引上の表示の保護の要件、範囲及び制限、移転及びライセンス

第1章 商標及び取引上の表示、優先権及び先順位

第3条 商標として保護することができる記号

(1) 如何なる記号も、特に個人名を含む語、図案、文字、数字、音響標章、商品若しくはその包装その他梱包の形状を含む立体形状、色彩及び色彩の組み合わせを含むものであって、ある事業に係る商品又はサービスを他の事業に係る商品又はサービスから識別することができるものは、商標として保護することができる。

(2) 次の形状のみからなる記号は、商標として保護することができない。

1. 商品自体の内容に由来する形状
2. 技術的結果を得るために必要とされる形状、又は
3. 商品に実質的価値を与える形状

第4条 商標の保護を生ずるもの

次のことは、商標の保護を生ずるものとする。

1. 特許庁に備える登録簿に商標として記号を登録すること
2. 取引において記号を使用すること。ただし、その記号が関係取引業界において商標としての公衆の認識を獲得している場合に限る。又は
3. 工業所有権の保護に関するパリ条約(パリ条約)第6条の2にいう周知商標

第5条 取引上の表示

(1) 会社の標識及び著作物の標題は、取引上の表示として保護されるものとする。

(2) 会社の標識とは、名称、会社名又は事業又は企業の特別な表示として取引上使用される記号をいう。ある営業を他のものから識別することを意図された営業の標識及びその他の記号であって、関係取引業界において事業の標識とみなされているものは、事業の特別な表示に該当するものとする。

(3) 著作物の標題とは、印刷物、映画作品、音楽作品、演劇又はその他これらに相応する作品の名称又は特別な表示をいう。

第6条 優先権及び先順位

(1) 第4条、第5条及び第13条に定める権利が衝突する場合に、それらの何れが優先するかを決定するについて本法における諸権利の先順位が関係するときは、その先順位は次の(2)及び(3)に従って決定されるものとする。

(2) 先順位は、出願若しくは登録された商標については出願日(第33条(1))によって、又は第34条若しくは第35条に従い優先権が主張されている場合は優先日によって決定されるものとする。

(3) 第4条2.、3.、第5条及び第13条にいう権利については、先順位は、それらの権利が獲得された日によって決定されるものとする。

(4) 同日のために(2)及び(3)に従い同一の先順位を有する権利は、同等の地位を有し、かつ、互いに他に対して如何なる権利も確立しないものとする。

第2章 登録による商標保護の要件

第7条 所有者資格

次の者は、登録商標及び出願に係る商標の所有者となることができる。

1. 自然人
2. 法人、又は
3. 権利を取得し義務を負う能力を有するパートナーシップ

第8条 絶対的拒絶理由

(1) 第3条に規定する商標として保護を受けることのできる記号であっても、視覚により認識できるように表現することができないものは、登録されないものとする。

(2) 次の商標は登録されないものとする。

1. 商品又はサービスについての識別性を有していない商標
2. 商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産若しくは提供の時期又はその他の特徴を示すために取引上使用されることがある記号又は表示のみをもって構成された商標
3. 指定する商品又はサービスについて、通用語において又は誠実なかつ確立した商慣習において常用されるようになっていく記号又は表示のみをもって構成された商標
4. 特に、商品若しくはサービスの種類、品質又は原産地について、公衆を欺くようなものである商標
5. 公の秩序又は一般に容認された道徳原理に反する商標
6. 国の紋章、旗章若しくはその他の記章又は国内の地方、地域団体若しくはその他の共同体的団体の紋章を含む商標
7. 連邦法律官報(BGBI.)における連邦法務省の告示により商標として有効に登録することができない監督用及び証明用の公の記号及び印章を含む商標
8. 連邦法律官報における連邦法務省の告示により商標として有効に登録することができない国際政府間機関の紋章、旗章若しくはその他の標識、印章又は表示を含む商標
9. 公益に関するその他の規定によりその使用を禁止し得ることが明白である商標、又は
10. 不正に出願された商標

(3) 登録に関する決定がなされる前に使用されていたことの結果として、商標の出願に係る商品又はサービスについてその商標自体が識別標識として関係取引業界において確立している場合は、(2)1., 2. 及び3. は適用しない。

(4) 商標が(2)6., 7. 及び8. に定める記号の模倣を含んでいる場合にも、(2)6., 7. 及び8. は適用される。出願人が(2)6., 7. 及び8. に定める記号の1を商標中に含ませる権限を有する場合は、それが前記記号のうちの他の記号との混同を生ずることがあるときであっても、(2)6., 7. 及び8. は適用しない。更に、商標の登録出願に係る商品又はサービスが監督用又は証明用の標識又は印章の採用されている商品又はサービスと同一でなく類似もしない場合は、(2)7. は適用しない。また、出願に係る商標が、それと国際政府間機関と間に関係があるものと公衆に偽って示唆するようなものでない場合は、(2)8. は適用しない。

第9条 相対的拒絶理由としての出願商標又は登録商標

(1) 次の場合は、商標の登録は取り消すことができる。

1. 当該登録商標が先に出願又は登録された商標と同一であって、当該商標の登録に係る商品又はサービスが先の商標の出願又は登録に係る商品又はサービスと同一である場合
2. 当該登録商標が先に出願又は登録された商標と同一又は類似であり、かつ、両商標によって指定される商品又はサービスが同一又は類似である故に、他の商標との関連性を想起させる虞を含め、公衆の側に混同を生じさせる虞がある場合
3. 当該登録商標が、先に出願又は登録された商標と同一又は類似であって、そのような先の商標の出願又は登録に係る商品又はサービスと類似しない商品又はサービスについて登録されている場合において、先の商標がドイツ連邦共和国において名声を得ており、かつ、正当な理由なく当該登録商標を使用することが名声を得ている商標の識別性又は名声を不当に利用し又は害するものであるとき

(2) 商標出願は、それらが登録された場合にのみ、(1)に基づく取消理由を構成する。

第10条 周知商標

(1) 商標が、パリ条約第6条の2に規定する意味でドイツ連邦共和国において周知の先の商標と同一又は類似のものである場合及び第9条(1)1., 2.又は3.に基づく追加の要件が満たされている場合は、その商標は登録されないものとする。

(2) 出願人が周知商標の所有者から出願の許可を得ている場合は、(1)は適用されないものとする。

第11条 代理人の名義で登録された商標

商標がその所有者の許可を得ないで所有者の代理人又は代表者の名義で登録された場合は、その商標の登録は取り消すことができる。

第12条 使用により取得された商標及び取引上の表示の先順位効果

登録商標の先順位に関係する日前に、第4条2.にいう商標の権利又は第5条にいう取引上の表示の権利を他の者が取得しており、当該人が係る権利に基づきドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権原を有するときは、当該商標の登録は取り消すことができる。

第13条 その他の先の権利

(1) 登録商標の先順位に関係する日前に、第9条から第12条までに定める権利以外の権利を他の者が取得した場合であって、当該人がドイツ連邦共和国の全領域において当該登録商標の使用を差し止める権原を有するときは、当該商標の登録は取り消すことができる。

(2) (1)にいう他の権利には、特に、次の権利が含まれる。

1. 名称に対する権利
2. 個人の肖像権
3. 著作権
4. 植物の品種名
5. 原産地表示

6. 他の工業所有権

第3章 保護の範囲，権利の侵害

第14条 商標の所有者の排他権，差止命令に係る権利，賠償請求

(1) 第4条に基づいて商標の保護を取得することにより，その商標の所有者には排他権が与えられる。

(2) 第三者は，商標の所有者の同意を得ないで，業として次に掲げる何れかの行為をすることを禁止される。

1. 商標の保護の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスに，当該商標と同一の記号を使用すること
2. 商標と同一若しくは類似の記号を商標及び記号の使用対象である商品若しくはサービスと同一若しくは類似の商品若しくはサービスで使用する故に，公衆に混同の虞（その商標との関連を連想する虞を含む）が存在する場合
3. 商標保護の対象である商品又はサービスに類似しない商品又はサービスについて，その商標と同一の又は類似する記号を使用すること。ただし，このことは，その商標がドイツにおいて名声を得ている商標であり，かつ，正当な理由なしにその記号を使用することが，当該名声を得ている商標の識別性又は名声を不当に利用することになるか又は害することになる場合に限る。

(3) (2) の条件が満たされる場合は，特に，次に掲げることが禁止される。

1. 商品又はその包装若しくは梱包に当該記号を付すること
2. 当該記号の下で商品の提供を申し出ること，当該商品を販売すること又は当該商品をこれらの目的で所持すること
3. 当該記号の下でサービスを申し出又は提供すること
4. 当該記号の下で商品を輸入又は輸出すること
5. 営業書類又は広告に当該記号を使用すること

(4) 更に第三者が，商標の所有者の許可なしに，業として

1. 当該商標と同一又は類似の記号を包装若しくは梱包又はラベル，付け札若しくは記章の識別手段に付すること，
2. 当該商標と同一又は類似の記号が付された包装，梱包又は識別手段の提供の申出，販売又はこれらの目的で所持すること，又は
3. 当該商標と同一又は類似の記号が付された包装，梱包又は識別手段を輸入若しくは輸出することは，

そのような包装若しくは梱包が，(2) 及び (3) に基づいて第三者が当該記号を使用することを禁止されている商品若しくはサービスの包装若しくは梱包に使用され，又は識別手段に係る商品若しくはサービスの識別のために使用される虞が存在する場合には，禁止される。

(5) 商標の所有者は，(2) から (4) までに違反して記号を使用する者に対し，その使用の反復の虞があることを条件として，その使用を差し控えるよう要求することができる。また，最初に違反が生じる虞がある場合も，係る権利を有する。

(6) 故意又は過失により侵害行為をなす者は，侵害行為により被った損害について商標の所有者に賠償する責を負う。賠償額の査定に当たっては，権利の侵害により侵害者が得た利益も考慮に入れることができる。賠償請求額は，侵害者が当該商標を使用する許可を得ていたならば適正な報酬として支払っていたであろう額に基づいて計算することもできる。

(7) 侵害行為が事業営業において従業者又は代理人によりなされた場合は、差止命令に係る権利及び当該従業者又は代理人が故意に又は過失により行動した限りにおける賠償請求権は、当該営業の所有者に対しても主張することができる。

第 15 条 取引上の表示の所有者の排他権，差止命令に係る権利，賠償請求

- (1) 取引上の表示の保護を取得することにより、その所有者に排他権が与えられる。
- (2) 第三者は、保護されている表示との混同を生じさせる虞がある方法で取引上の表示又は類似の記号を許可なく業として使用することを禁止される。
- (3) 取引上の表示がドイツにおいて名声を得ているものである場合においては、(2) にいう混同の虞がないときも、正当な理由なく当該記号を使用することがその取引上の表示の識別性又は名声を不当に利用し又は害するものである場合に限り、第三者は、当該取引上の表示又は類似の記号を業として使用すること禁止されるものとする。
- (4) 取引上の表示の所有者は、(2) 又は (3) に違反して取引上の表示又は類似の記号を使用する者に対して、反復の虞があることを条件として、その使用を差し控えるよう要求することができる。この権利は、違反の虞がある場合にも存在する。
- (5) 故意又は過失により侵害行為をした者は、それにより被った損害について取引上の表示の所有者に賠償する責を負うものとする。第 14 条 (6) 第 2 文及び第 3 文を準用する。
- (6) 第 14 条 (7) を準用する。

第 16 条 出版物における登録商標の複製

- (1) 辞書、百科事典又はこれらと類似の出版物における登録商標の複製が、当該商標がその登録に係る商品又はサービスについての普通名称であるとの印象を与える場合は、当該商標の所有者は、その商標の複製と共にそれが登録商標である旨の表示を加えることをそれら出版物の発行者に要求することができる。
- (2) 当該出版物が既に発行されている場合は、係る要求は、(1) に規定する表示を当該出版物の次版から付すよう求めることに制限されるものとする。
- (3) 出版物が電子データベースの形で販売される場合又は出版物を含む電子データベースにアクセスが認められる場合は、(1) 及び(2) を準用する。

第 17 条 代理人又は代表者に対する請求

- (1) 第 11 条に違反し、商標がその所有者の許可を得ないでその所有者の代理人又は代表者の名義で出願又は登録された場合は、商標の所有者は、その代理人又は代表者に対して、商標の出願又は登録により与えられる権利を移転するよう要求することができる。
- (2) 第 11 条に違反して、商標がその所有者の代理人又は代表者の名義で登録された場合は、商標の所有者は、自己が許可を与えている場合を除いて、その代理人又は代表者が第 14 条により商標を使用することを差し止めることができる。代理人又は代表者が故意又は過失により係る侵害行為をした場合は、それにより被った損害について商標の所有者に賠償する責を負うものとする。第 14 条(7)を準用する。

第 18 条 破棄及び回収に係る権利

- (1) 商標又は取引上の表示の所有者は、第 14 条、第 15 条及び第 17 条に該当する場合にお

いて、侵害者に対し、侵害者が所有又は保有している商品であって不法に表示されているものの破棄を要求することができる。侵害者が保有する物品又は装置であって主として当該商品を不法に表示するために用いられていたものに第1文を準用する。

(2) 商標又は取引上の表示の所有者は、第14条、第15条及び第17条に該当する場合において、侵害者に対し、不法に表示された商品を回収するよう又は今後一切販売しないよう要求することができる。

(3) (1) 及び (2) に基づく権利は、係る要求が個別の場合において釣合を失しているときは、適用しない。釣合を吟味するときは、第三者の正当な権利も考慮するものとする。

第19条 情報に係る権利

(1) 第14条、第15条及び第17条が該当する場合において、商標又は取引上の表示の所有者は、不法に表示された商品又はサービスの出所及び販路について直ちに通知するよう侵害者に要求することができる。

(2) 権利の明白な侵害の場合又は商標若しくは取引上の表示の所有者が侵害者に対して訴訟を提起した場合は、当該権利は、(1) に拘らず、商業規模で

1. 権利侵害商品を所有していた者、
2. 権利侵害サービスを利用した者、
3. 侵害活動に使用されたサービスを提供した者、又は
4. 1, 2 若しくは 3 に掲げる者が陳述したところによれば係る商品の生産、製造若しくは商業化若しくは係るサービスの提供に関与した者に対しても、当該者が民事訴訟法第383条から第385条までに基づき侵害者に対する審理において証言することを拒絶する権利を有する場合を除いて、適用する。第1文に基づく権利が裁判所において主張されている場合は、裁判所は、請求に基づき、侵害者に対して係属中の法的紛争を、情報に係る権利に関して係属している法的争いの完了まで停止することができる。情報提供を義務付けられている者は、情報提供のために必要な経費の補償を被害者に要求することができる。

(3) 陳述することを義務付けられている当事者は、次に掲げる事項に関して情報を提供しなければならない。

1. 当該商品又はサービスの製造者、供給者及びその他の以前の所有者並びにこれらの受取先として意図された商業的購入者及び販売所の名称及び宛先
2. 製造、配達、受領又は発注された商品の数量及び当該商品又はサービスに支払われた価格

(4) 個別の場合において請求が釣合を失しているときは、(1) 及び (2) に基づく権利は認められない。

(5) 情報提供を義務付けられた者が、故意又は重大な過失により不正確又は不十分な情報を提供した場合は、当該人は、それにより被った損害について商標又は取引上の表示の所有者に賠償する義務を負う。

(6) (1) 又は (2) に基づいて義務付けられることなく真実の情報を提供した者は、当該情報を提供する義務を負っていないことを知っていた場合にのみ、第三者に対して責任を負う。

(7) 明白な権利侵害の場合において、情報提供の義務は、民事訴訟法第935条から第945条までに基づく差止命令により命じることができる。

(8) その情報は、情報の提供前になされた違法行為に関しては、情報提供を義務付けられた

当事者又は刑事訴訟法第 52 条 (1) に定める親族に対する刑事手続又は行政犯法に基づく手続において、情報提供を義務付けられた当事者の同意を得てのみ用いることができる。

(9) その情報が流通データ（電気通信法第 3 条第 30 号）を用いてのみ提供される場合においてその提供を受けるためには、係る流通データの使用許可に関して被害者が請求する事前の司法命令を必要とする。地方裁判所であって、情報提供を義務付けられている当事者がその区域内に居所、事業所又は支所を有するものは、論争の価値の如何に拘らず、当該命令の発令について排他的管轄権を有する。決定は、民事部が下す。家族事項及び管轄問題のない事項の手続に関する法律に含まれる規定を当該手続に準用する。司法聴聞の費用は、被害者が負う。地域裁判所の決定に対しては、上訴が認められる。上訴は、2 週間以内に提起しなければならない。他の点に関しては、個人データの保護に関する規定は影響を受けない。

(10) (2) と (9) との結合により、電気通信のプライバシー基本権（基本法第 10 条）が制限される。

第 19a 条 提出及び検査に係る権利

(1) 第 14 条、第 15 条及び第 17 条に基づき権利侵害について十分な蓋然性がある場合において、それが自己の権利を立証するのに必要なときは、商標又は取引上の表示の所有者は、推定侵害者に対し、その者が自由にできる書類を提出するよう又はその者が自由にできる物品の検査を許容するよう要求することができる。権利侵害が商業的規模でなされたとの十分な蓋然性がある場合は、当該権利には、銀行、金融又は取引に係る書類の提出も含まれる。推定侵害者がそれが秘密情報である旨を主張する場合は、裁判所は、当該個別の場合に要する保護を提供するために必要な措置をとる。

(2) (1) に基づく権利は、当該個別の場合において釣合を失する場合は適用しない。

(3) 書類を提出するか又は物品の検査を許容する義務は、民事訴訟法第 935 条から第 945 条までに基づく差止命令により命じることができる。裁判所は、秘密情報の保護を保証するために必要な措置をとる。このことは、相手方の事前聴聞なしに差止命令が発令される場合に適用する。

(4) 第 19 条 (8) のほか、民法第 811 条を準用する。

(5) 何らの侵害もなされず、その虞もなかった場合は、推定侵害者は、(1) に基づいて提出又は検査を請求した当事者から、当該請求の結果として被った損害について補償を要求することができる。

第 19b 条 賠償請求権の確保

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、また、第 14 条 (6)、第 15 条 (5) 及び第 17 条 (2) 第 2 文に該当する場合において商業的規模でなされた権利侵害があったときは、侵害者に対し、銀行、金融若しくは取引に係る書類を提出するよう又は係る書類であって侵害者の自由にできるもの及び係る提出がないときは賠償請求権の達成が疑わしい場合に賠償請求権を主張する上で必要なものの適切な利用を許容するよう要求することもできる。それが秘密情報である旨を侵害者が主張するときは、裁判所は、個別の場合に必要とされる保護を保証するために必要な措置をとる。

(2) (1) に基づく権利は、請求が個別の場合に釣合を失しているときは認めない。

(3) 賠償を受ける権利が明白である場合は、(1) にいう書類を提出する義務は、民事訴訟法

第 935 条から第 945 条までに基づく差止命令により命じることができる。裁判所は、秘密情報の保護を保証するために必要な措置をとる。このことは、相手方の事前の聴聞なしに差止命令が発令される場合に適用する。

(4) 民事訴訟法第 811 条及び本法第 19 条 (8) を準用する。

第 19c 条 判決の公告

本法に基づいて訴訟が提起された場合は、敗訴当事者の費用において判決を公告する権限を、それが正当な権利を示すことを条件として、判決での勝訴当事者に与えることができる。公告の内容及び範囲は、判決において定める。この権限は、判決の確定効力が生じてから 3 月以内に行使されなかった場合は消滅する。第 1 文に基づく裁判官の付随意見は、暫定的なものとして執行可能でない。

第 19d 条 他の法規に基づく権利

他の法規に基づく権利は、影響を受けない。

第4章 保護の制限

第20条 消滅

民法第1巻第5章の規定を第14条から第19c条までにいう権利の消滅に準用する。有責者が、権利者の費用において侵害により何かを取得した場合は、民法第852条を準用する。

第21条 権利の喪失

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、後に登録された商標が使用されていることを知りながら、その使用を継続して5年間黙認していた場合は、その商標が登録されている商品又はサービスについてその登録商標の使用を差し止めることができない。ただし、後の商標が不正で出願されたものである場合は、この限りでない。

(2) 商標又は取引上の表示の所有者は、第4条2.又は3.に該当する商標の使用、取引上の表示の使用又は第13条に該当するその他の後の権利の使用を知りながら、係る使用を継続して5年間黙認していた場合はその権利の行使を差し止めることができない。ただし、これら後の権利の所有者が不正で取得したものである場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)に規定する場合、後の権利の所有者は、先の権利の行使を差し止める権利は有さない。

(4) (1)から(3)までは、権利の喪失に関する一般原則の適用には影響を及ぼさない。

第22条 後の商標登録の法的有効性を理由とする権利の排除

(1) 後に登録された商標の登録の抹消請求が次の理由により棄却され又は棄却されなければならない場合は、商標又は取引上の表示の所有者は、係る後の商標が登録されている商品又はサービスについて後の登録商標の使用を差し止めることができない。

1. 後の商標登録の先順位の関係日に、先の商標又は先の取引上の表示が、第9条(1)3.、第14条(2)3.又は第15条(3)に規定される名声を未だ得ていなかったこと(第51条(3))

2. 先の商標の登録が、後の商標登録の公告日に、取消理由又は絶対的拒絶理由のために取り消されるべきものであったこと(第51条(4))

(2) (1)に該当する場合、後の登録商標の所有者は、先の商標又は先の取引上の表示の使用を差し止める権利を有さない。

第23条 名称及び記述的表示の使用；部品の取引

商標又は取引上の表示の所有者は、第三者が次の各号に掲げるものを取引上使用することを差し止めることができない。ただし、その使用が容認された道徳原理に反さない場合に限る。

1. 自己の名称又は住所

2. 当該商標若しくは取引上の表示と同一の記号又は商品若しくはサービスの特徴若しくは特性、特に、その種類、品質、用途、価格、原産地、商品の生産時期若しくはサービスの提供時期が類似する記号の使用

3. 特に、付属品若しくは部品としての製品又はサービスの意図された用途を示すことが必要な場合、当該の商標又は取引上の表示

第 24 条 消尽

(1) 商標又は取引上の表示の所有者は、ドイツ連邦共和国において、欧州共同体の構成国である他の国において、又は欧州経済領域に関する条約の締約国である他の国において、当該商標又は取引上の表示の下にその所有者自ら又はその同意により市場に出された商品については、当該商標又は取引上の表示を使用することを差し止めることができない。

(2) 商標又は取引上の表示の所有者が、上記のような商品を更なる商取引の対象とすることに異議を唱える正当な理由がある場合、特に、それら商品が一旦市場に出された後に商品の状態に変更若しくは劣化が生じている場合は、(1)は適用しない。

第 25 条 不使用を理由とする権利の排除

(1) 登録商標の所有者は、権利の根拠となる商品又はサービスについて請求前 5 年以内に第 26 条に基づいて当該商標が使用されていない場合は、第 14 条、第 18 条から第 19c 条までに定める第三者に対する如何なる請求も行うことができない。ただし、この規定の適用は、当該日に当該商標が少なくとも 5 年間登録されている場合に限る。

(2) 第 14 条、第 18 条から第 19c 条までに定める登録商標の侵害を理由とする請求を原告が訴訟により主張した場合は、原告は、被告による反論に応じて、自己の権利の根拠となる商品又はサービスについて訴訟の提起前の 5 年以内に第 26 条に基づく当該商標の使用がなされたことを立証しなければならない。ただし、当該日に、商標が少なくとも 5 年間登録されている場合に限る。訴訟の提起後に 5 年の不使用期間が終了した場合は、原告は、被告による反論に応じて、口頭審理の終結前の 5 年以内に第 26 条に基づいて商標が使用されていることを立証しなければならない。決定に当たっては、使用が立証された商品又はサービスのみが考慮されるものとする。

第 26 条 商標の使用

(1) 登録商標に基づく請求や登録の維持が商標の使用に依存する限りにおいて、商標所有者は、当該商標を、登録商標の対象である商品又はサービスに関してドイツ連邦共和国において真に使用していなければならない。ただし、不使用について正当な理由がある場合は、この限りでない。

(2) 所有者の同意を得た商標の使用は、所有者による使用とみなされるものとする。

(3) 商標が登録された形態と異なる形態での商標の使用も、その相違する構成部分が当該商標の識別性を害さない限り、当該登録商標の使用とみなされるものとする。第 1 文は、商標が既に使用されている形態で登録された場合にも適用されるものとする。

(4) 商品の輸出目的のためにのみドイツ連邦共和国において商品、その梱包又は包装に商標を付すことも、ドイツ連邦共和国内における商標の使用とみなされるものとする。

(5) 登録の日から 5 年以内の使用が要求される場合において、登録に対する異議が提起されているときには、登録の日、異議申立手続の終結の日と読み替えられるものとする。

第5章 所有権の対象としての商標

第27条 移転

- (1) 商標の登録、使用又は周知性により与えられる権利は、その商標が保護されている商品又はサービスの一部若しくは全部に関して他の者に移転又は譲渡することができる。
- (2) 商標が事業又は事業の一部に関係するとき、商標が関係している事業又は事業の一部の移転又は譲渡は、不確かな場合には、当該商標の登録、使用又は周知性に基づく権利の移転も含むものとする。
- (3) 商標の登録により与えられる権利の移転は、その移転が特許庁に対し立証された場合は、関係当事者の1の請求により、登録簿に登録されるものとする。
- (4) 権利の移転が商標の登録に係る商品又はサービスの一部のみに関係するものである場合は、登録の分割に関する規定が、第46条(2)及び(3)第1文及び第2文を除いて準用される。

第28条 権利の所有者であることの推定、所有者への送達

- (1) 所有者として登録簿に登録された者は、商標の登録から生じる権利を有するものと推定される。
- (2) 商標の登録から生じた権利が他人に移転され又は引き渡された場合は、承継人は、特許庁での手続、特許裁判所での審判請求手続又は連邦最高裁判所での法律問題審判請求手続において、移転の登録請求を特許庁が受領した時からのみ、その商標の保護に係る権利及び登録から生じた権利を主張することができる。第1文は、商標の所有者が関与する特許庁におけるその他の手続、特許裁判所における審判請求手続又は連邦最高裁判所における法律問題審判請求手続に準用する。承継人が第1文又は第2文にいう手続をとる場合は、当該手続に対する相手方の同意を必要としない。
- (3) 商標の所有者に送達することが必要な特許庁の命令および決定は、所有者として登録されている者に送達する。特許庁が移転の登録請求を受領した場合は、第1文にいう命令及び決定を承継人にも送達する。

第29条 対物的権利、強制執行による差押、破産手続

- (1) 商標の登録、使用又は周知性により与えられる権利は、
 1. 担保に供し若しくは他の対物的権利の対象とすることができ、又は
 2. 強制執行により差し押さえることができる。
- (2) (1)1.に規定する権利又は(1)2.に規定する処置は、それらが商標の登録により与えられる権利に関係する場合であって、特許庁に対し立証されたときには、当事者の1による請求に基づき登録簿に登録されるものとする。
- (3) 商標の登録により与えられる権利が破産手続に含まれている場合は、破産管財人又は破産裁判所の請求により、その旨登録簿に登録される。自己財産管理(破産法第270条)に関しては、管理者は破産管財人の代わりに行為する。

第30条 ライセンス

- (1) 商標の登録、使用又は周知性により与えられる権利は、商標が保護されている商品又はサービスの一部又は全部について、及びドイツ連邦共和国の全域又は一部地域について排他

的若しくは非排他的ライセンスの対象とすることができる。

(2) 商標の所有者は、次の事項に関して、そのライセンス契約の規定に違反するライセンシーに対し、当該商標に基づく権利を主張することができる。

1. ライセンスの期間
2. 商標を使用することができる登録による形態
3. ライセンスが与えられる商品又はサービスの種類
4. 商標を使用することができる地域、又は
5. ライセンシーが製造する商品又は提供するサービスの品質

(3) ライセンシーは、商標の所有者が同意した場合に限り、商標の侵害に対する訴訟を提起することができる。

(4) 何れのライセンシーも、自己が被った損害について賠償を受けるために、商標の所有者によって提起された侵害訴訟に参加することができる。

(5) 第 27 条に基づく権利の移転又は(1)に基づくライセンスの付与は、それ以前に第三者に与えられているライセンスに影響を及ぼさないものとする。

第 31 条 商標出願

第 27 条から第 30 条までは、商標出願によって与えられる権利に準用する。

第3部 商標に関する事項の手続

第1章 登録手続

第32条 出願に関する要件

- (1) 登録簿に商標を記載すべき旨の出願は、特許庁に提出する。出願は、特許情報センターを通じて提出することができるが、それは、連邦法公報における連邦法務省の告示により、同センターが商標出願を受理する機関として指定されることを条件とする。
- (2) 出願には、次に掲げるものを含めなければならない
1. 出願人の身元を証明できる表示
 2. 商標の表示、及び
 3. 登録出願の対象である商品又はサービスの一覧
- (3) 出願は、第65条(1)2.に基づく法令に定める他の出願要件を満たさなければならない。
- (4) (廃止)

第33条 出願日、登録を受ける権利、出願の公告

- (1) 商標の出願日は、第32条(2)にいう表示を含む書類が次に掲げる機関により受領された日とする。
1. 特許庁
 2. 又は、特許情報センターが連邦法公報における連邦法務省の告示により指定された場合は、同センター
- (2) 出願日が確立された商標の出願は、登録を受ける権利を有する。登録出願は、出願要件が満たされていない場合か又は絶対的拒絶理由により登録が拒否される場合を除いては、認められるものとする。
- (3) 出願日が確立された商標の出願は、出願人の身元を証明できる表示と共に公告される。

第34条 外国出願による優先権

- (1) 先の外国出願に基づく優先権の主張は、パリ条約に基づく優先権がサービスについても主張できることを条件として、国際協定の規定によって決定されるものとする。
- (2) 優先権の承認に関する国際協定によって拘束されない国に先の外国出願がされた場合は、連邦法務省による連邦法律官報での告示後に、当該外国が、必要条件及び内容においてパリ条約に基づく優先権に相応する優先権を、特許庁にした先の出願に対して与えている場合に限って、出願人はパリ条約に基づくものに相応する優先権を主張することができる。
- (3) (1)又は(2)に基づき優先権を主張する者は、出願日から2月以内に先の出願の日付及び国を示さなければならない。出願人がこれらの細目を提供した場合は、特許庁は、出願人に通知を出し、その通知から2月以内に、先の出願の番号及びその出願書類の写しを提出するよう求める。提供された細目は、これらの期間内に修正することができる。細目が相応の期間内に提供されない場合は、その出願についての優先権主張は失効する。

第35条 博覧会による優先権

- (1) 商標出願人が、出願対象の商標に基づく商品又はサービスを、

1. 公式又は公認の国際博覧会において、1928年11月22日パリで調印された国際博覧会に関する条約の条件内に、又は
 2. 他の国内又は外国の博覧会において、
展示した場合は、当該人は、出願対象の商標に基づく商品又はサービスの最初の展示日から6月の期間内に出願することを条件として、その日から第34条に規定する優先権を主張することができる。
- (2) (1)1. に指定する博覧会は、連邦法務省が連邦官報においてこれを公告する。
 - (3) (1)2. に従う博覧会は、連邦法務省が個別に決定し、連邦官報においてこれを公告する。
 - (4) (1)に基づき優先権を主張する者は、出願日から2月以内に、商標の最初の展示の日及びその博覧会を示さなければならない。出願人がこれらの細目を提供した場合は、特許庁は出願人に通知を出し、その通知から2月以内に、出願に係る商標の下に商品又はサービスが展示されたことを立証する証拠を提出するよう求める。証拠が相応の期間内に提供されない場合は、その出願についての優先権主張は失効するものとする。
 - (5) (1)に基づく博覧会による優先権は、第34条に規定する優先権の期間を延長できない。

第36条 出願要件の審査

- (1) 特許庁は、次に掲げる事項について審査する。
 1. 商標出願が、第33条(1)に基づき出願日の付与に係る要件を満たしているか否か
 2. 出願がその他の出願要件を満たしているか否か
 3. 十分な額の手数料が納付されているか否か
 4. 出願人が第7条にいう商標の所有者となり得る者であるか否か
- (2) (1)1. に基づいて確認された欠陥が、特許庁が定める期間内に是正されない場合は、出願は取り下げられたものとみなされる。出願人が特許庁の要求に応じた場合は、特許庁は、確認された欠陥が是正された日を出願日として認める。
- (3) その後分類手数料が特許庁が定める期間内に納付されないか若しくは十分な額で納付されない場合又は出願人が、納付された手数料の額がどの商品若しくはサービスの類を対象としているかを特定していない場合は、先ず、主な類、次いでその他の類、次いでその他の副類が、分類の順序で考慮される。その他の点に関しては、出願は取り下げられたものとみなす。
- (4) 特許庁が定める期間内に他の欠陥が是正されない場合は、特許庁は出願を拒絶する。
- (5) 出願人が第7条にいう商標の所有者になり得る者でない場合は、特許庁は出願を拒絶する。

第37条 絶対的拒絶理由に関する審査

- (1) 第3条、第8条又は第10条に基づき、商標が登録適格を有していない場合は、出願は拒絶されるものとする。
- (2) 出願日(第33条(1))においては商標が第8条(2)1., 2. 又は3. の要件を満たしていないが、拒絶理由が出願日後に消滅したことが審査により明らかになった場合は、出願は拒絶されないものとする。ただし、本来の出願日及び第34条又は第35条に基づき主張された優先権に関係なく、拒絶理由の消滅した日が、出願日とみなされ、かつ、第6条(2)にいう先順位を決定するための決め手になるということに、出願人が同意した場合に限る。

(3) 第 8 条(2) 4. 又は 10. に該当する出願は、誤認若しくは不正が明白な場合にのみ拒絶されるものとする。

(4) 出願は、先の商標の周知性が特許庁に知られている場合及び第 9 条(1)1. 又は 2. に基づくその他の前提条件が満たされている場合にのみ、第 10 条に基づき拒絶されるものとする。

(5) (1)から(4)までは、商標がその出願に係る商品又はサービスの一部のみについて登録適格を有していない場合に、準用する。

第 38 条 早期審査

第 36 条及び第 37 条に基づく審査は、出願人の請求がある場合は、早期に行われるものとする。

第 39 条 出願の取下げ、限定及び補正

(1) 出願人は、いつでも出願を取り下げ又は出願に含まれる商品若しくはサービスの一覧を限定することができる。

(2) 出願の内容は、出願人の請求に基づき、用語若しくは印字上の誤り又はその他の明白な誤謬を補正することによって修正することができる。

第 40 条 出願の分割

(1) 出願人は、商標出願が、今後、分割宣言に掲げる商品及びサービスについて、分割出願として引き続き処理されるべき旨を宣言することにより、出願を分割することができる。原出願の順位は、各分割出願について維持される。

(2) 第 32 条に基づき必要とされる出願書類を分割出願についても提出する。分割宣言の受領から 3 月以内に出願書類が提出されない場合又は分割手続について特許費用法に基づく手数料が前記の期間内に納付されない場合は、分割出願は取り下げられたものとみなされる。分割宣言は取り消すことができない。

第 41 条 登録

出願が、出願要件を満たし、かつ、第 37 条に基づき拒絶されない場合は、当該商標は登録簿に登録されるものとする。登録は公告されるものとする。

第 42 条 異議申立

(1) 先の順位を伴う商標又は取引上の表示の所有者は、第 41 条に基づく商標の登録の公告日から 3 月以内に、その商標の登録に対して異議を申し立てることができる。

(2) 異議申立においては、次に掲げる事項の何れかを理由としてその商標を取り消すことができる旨のみを申し立てることができる。

1. 第 9 条にいう先の順位を伴って出願又は登録された商標
2. 第 9 条との関係で第 10 条にいう先の順位を伴う周知標章
3. 第 11 条にいう商標の所有者の代理人の名義でのその登録
4. 第 4 条 2. にいう先の順位を伴って登録されていない商標又は第 12 条との関係で第 5 条に基づく先の順位を伴う取引上の表示

(3) (廃止)

第 43 条 不使用の抗弁，異議についての決定

(1) 先の登録商標の所有者が異議の申立をした場合において，相手方当事者が当該商標の使用を争ったときは，異議申立人は，自己の先の商標登録が異議申立の対象たる商標登録の公告より 5 年間以上前になされている場合に限り，係る公告前 5 年の期間内に自己の当該登録商標を第 26 条に基づき使用したことを疎明しなければならない。不使用の 5 年の期間が登録の公告後に満了する場合は，異議申立人は，他方当事者が使用を争ったときは，異議申立についての決定の前 5 年間に自己の先の登録商標を第 26 条に基づき使用したことを疎明しなければならない。その決定においては，疎明された商品又はサービスのみが考慮されるものとする。

(2) 異議の審査において，商標がその登録に係る商品又はサービスの一部又は全部について取り消されるべきことが明らかになった場合は，その登録は全部又は一部について取り消されるものとする。商標の登録を取り消すことができない場合は，異議の申立は棄却されるものとする。

(3) 商標登録が 2 以上の先の商標のため取り消されるべきである場合は，商標の登録に関する 1 の決定が確定するまで，それ以上の異議申立に関する手続は一時停止することができる。

(4) (2)による取消の場合には，第 52 条(2)及び(3)を準用する。

第 44 条 登録の付与を求める訴訟

(1) 商標の所有者は，登録の取消にも拘らず，異議申立人に対して，訴訟を提起することにより，第 43 条に基づいて自己が登録を請求する権利を有することを主張することができる。

(2) (1)に基づく訴訟は，登録を取り消す決定が確定した後 6 月以内に提起しなければならない。

(3) 商標の所有者に有利な決定に基づく登録は，登録の先順位を保持する限り，記録されるものとする。

第2章 訂正、分割、保護の期間及び更新

第45条 登録簿及び公告の訂正

(1) 登録簿の登録事項は、請求に基づき又は職権により、用語若しくは印字の誤り又はその他の明白な誤謬を訂正することにより修正できる。訂正によって影響を受ける登録が公告されている場合は、訂正された登録も公告されるものとする。

(2) (1)は、公告の訂正に準用する。

第46条 登録の分割

(1) 登録商標の所有者は、商標登録が、分割宣言に掲げる商品又はサービスについて、分割登録として存続する旨を宣言することにより、登録を分割することができる。原登録の順位は、各分割登録について維持される。

(2) 分割は、異議申立期間の満了まで宣言することができない。この宣言は、その提出時に商標登録に対して係属している異議申立又はその時点で係属している商標登録取消訴訟が、分割後に、原登録の各部分の1についてのみ提起されることになる場合に限り許容される。

(3) 分割登録について必要な書類を提出しなければならない。分割宣言の受領から3月以内に書類が提出されない場合又は特許費用法に基づく分割手続に係る手数料がこの期間内に納付されない場合は、分割登録は放棄されたものとみなされる。分割宣言は、取り消すことができない。

第47条 保護期間及び更新

(1) 登録商標の保護期間は、出願日に開始し（第33条(1)）、10年後の、出願日が属する月と同じ月の末日に終了する。

(2) 保護期間は、それぞれ10年ずつ延長することができる。

(3) 保護期間の更新は、更新手数料の納付並びに商品及びサービスの分類の3個を超える類に該当する商品及びサービスについて更新が請求されている場合は、3個を超える各類に係る分類手数料の納付により行われる。

(4) 手数料が、商標の登録対象である商品又はサービスの一部のみを対象とするものである場合は、保護期間は、係る商品又はサービスについてのみ更新される。十分な分類手数料が納付されないときは、保護期間は、第1文が適用される場合を除いて、当該手数料が十分である類についてのみ更新される。主な類がある場合は、それが最初に考慮される。その他については、各類は分類の順序で考慮される。

(5) 保護期間の更新は、保護期間の満了の翌日に効力を生じる。当該更新は、登録簿に記載しかつ公告する。

(6) 保護期間が更新されない場合は、商標の登録は、保護期間の満了をもって取り消される。

第3章 放棄、取消及び無効、抹消手続

第48条 放棄

(1) 商標の登録は、所有者の請求に基づき、その登録に係る商品又はサービスの一部又は全部について登録簿からいつでも抹消されるものとする。

(2) 登録は、登録簿に登録された商標に対する権利の所有者の同意を得たときにのみ抹消される。

第49条 取消

(1) 商標の登録は、登録日後、当該商標が継続して5年間、第26条に従う使用がされていない場合は、取消事由による請求に基づき抹消されるものとする。ただし、当該5年の期間が満了してから抹消請求がされるまでの間に第26条に従い商標の使用が開始又は再開された場合は、何人も、商標所有者の権利が取り消されるべきことを主張することができない。不使用の継続した5年の期間の満了後であって抹消請求前3月以内に開始又は再開された使用は、抹消請求がされるかもしれないことを商標の所有者が知った後にのみその開始又は再開の準備をしたものである場合は、無視されるものとする。第53条(1)に基づき特許庁に抹消請求がされた場合は、特許庁にされたその請求は、第3文にいう3月の期間の計算についての決め手となるものとする。ただし、第53条(4)に基づく通知の送達後3月以内に、第55条(1)に基づく登録取消訴訟が提起されることを条件とする。

(2) 商標の登録は、次の場合にも、取消事由による請求に基づき抹消されるものとする。

1. 所有者の行為又は不作為の結果、商標がその登録に係る商品又はサービスについて取引上の普通名称となっている場合
2. 商標の所有者により又はその同意により商標がその登録に係る商品又はサービスについて使用された結果、その商標が、特に商品又はサービスの種類、内容又は原産地について、公衆を誤認させる虞がある場合
3. 商標の所有者がもはや第7条に規定する要件を満たさない場合

(3) 商標が登録されている商品又はサービスの一部のみについて取消理由がある場合は、登録は、その一部の商品又はサービスについてのみ抹消されるものとする。

第50条 絶対的拒絶理由による無効

(1) 商標の登録は、それが第3条、第7条又は第8条に違反して登録された場合は、無効事由による請求に基づき抹消されるものとする。

(2) 商標が第3条、第7条又は第8条(2)1.から9.までに違反して登録された場合には、登録は、取消請求についての決定がされる時になお拒絶理由が存在しているときにのみ抹消することができる。更に、商標が第8条(2)1., 2.又は3.に違反して登録された場合には、登録は、登録日から10年以内に取消請求がされたときにのみ抹消することができる。

(3) 商標の登録は、それが第8条(2)4.から10.までに違反して登録されており、かつ、次の条件が満たされる場合は、職権により抹消することができる。

1. 抹消手続が登録日から2年以内に開始されること
2. 抹消についての決定がされる日になお第8条(2)4.から9.までの拒絶理由が存在していること、及び

3. 登録が明らかに当該規定に違反していること

(4) 商標が登録されている商品又はサービスの一部についてのみ無効理由がある場合は、登録は、それらの商品又はサービスについてのみ抹消されるものとする。

第 51 条 先の権利による無効

(1) 商標の登録は、それが第 9 条から第 13 条までによる先順位の権利によって損なわれる場合には、無効事由による訴訟の提起により、取り消されるものとする。

(2) 先の登録商標の所有者が、後の商標がその登録に係る商品又はサービスについて使用されていることを知りながら、その使用を継続して 5 年間黙認していた場合は、先の商標の登録を理由として、登録を取り消すことはできない。ただし、後の商標の登録が不正で出願されたものである場合は、この限りでない。同様のことは、先順位を有しかつ第 4 条 2. にいう使用により取得された商標、第 4 条 3. にいう広く認識されている商標、第 5 条にいう取引上の表示又は第 13 条(2)4. にいう植物品種名に関する権利の所有者に適用されるものとする。更に、第 9 条から第 13 条までに規定する先順位を有する権利の所有者が、取消請求の提出前に商標の登録に同意していた場合は、商標の登録は取り消すことができない。

(3) 後の商標登録の先順位に関係する日に、商標又は取引上の表示が第 9 条(1)3.、第 14 条(2)3. 又は第 15 条(3)の意味での名声を得ていない場合には、名声を得ている先の商標若しくは名声を得ている先の取引上の表示を理由として、登録を取り消すことはできない。

(4) 後の商標の登録の公告日に、次の理由により先の商標の登録が取り消され得るものであった場合には、先の商標の登録を理由として登録を取り消すことはできない。

1. 第 49 条に基づく取消、又は
2. 第 50 条に基づく絶対的拒絶理由

(5) 商標が登録されている商品又はサービスの一部についてのみ無効理由がある場合は、登録はそれらの商品又はサービスについてのみ取り消されるものとする。

第 52 条 取消又は無効を理由とする取消の効果

(1) 商標登録が取消事由の存在により何らかの範囲で取り消された場合、登録の効果は取消訴訟の提起の時点から当該の範囲において消滅したものとみなされる。ただし、関係当事者の 1 が請求する場合、取消事由の 1 が生じた先の日を決定において定めることができる。

(2) 商標登録が無効事由の存在により何らかの範囲で取り消される場合、登録は当該の範囲において最初から無効であったものとみなされる。

(3) 商標の所有者の過失若しくは故意による行為から生じた損害の賠償に関する規定又は不当利得に関する規定の何れかに従うことを条件として、商標登録の取消は、次のものには影響を及ぼさない。

1. 侵害手続において最終決定として是認された決定であって、取消請求に関する決定前に実行されたもの
2. 取消請求に関する決定前に締結された契約であって、その決定前に履行されたもの。ただし、関係する契約に基づき支払われた金額は、状況により正当とされる範囲内において、公正に返還されることを要求することができる。

第 53 条 取消事由を理由とする特許庁による取消

(1) 第 55 条に基づく訴訟により登録取消を求める権利とは関係なく、取消事由に基づく商標登録の抹消請求(第 49 条)は特許庁に提出することができる。

(2) 特許庁は、登録商標の所有者に対し当該請求を通知し、その所有者が取消請求に対して異議を述べるか否かを特許庁に知らせよう求めるものとする。

(3) 登録商標の所有者がこの通知の送達から 2 月以内に抹消に対して異議を申し立てない場合は、登録は取り消されるものとする。

(4) 登録商標の所有者が取消に対して異議を申し立てた場合は、特許庁は、請求をした者にそのことを通知し、かつ、第 55 条に基づき訴訟を提起することにより取消請求をしなければならないことを通知する。

第 54 条 絶対的拒絶理由による特許庁における取消手続

(1) 絶対的拒絶理由を理由とする登録商標の取消請求(第 50 条)は、特許庁に提出しなければならない。何人も、この請求をすることができる。

(2) 取消請求がなされた場合又は職権により取消手続が取られた場合は、特許庁は、登録商標の所有者にその旨通知する。登録商標の所有者がこの通知の送達から 2 月以内に取消に対する異議を申し立てない場合は、登録は取り消されるものとする。登録商標の所有者が取消に対して異議を申し立てた場合は、取消手続が進められるものとする。

第 55 条 通常裁判所に対する取消手続

(1) 取消事由(第 49 条)又は先の権利(第 51 条)を理由とする取消請求訴訟は、商標の所有者として登録された者又はその権原ある承継人に対して提起しなければならない。

(2) 次の者は、訴訟を提起することができる。

1. 取消請求が取消事由を理由として提出される場合は、何人も

2. 取消請求が先順位を有する権利を理由として提出される場合は、第 9 条から第 13 条までに規定する権利の所有者

3. 取消請求が先順位を有する原産地表示(第 13 条(2)5.)を理由として提出される場合は、不正競争防止法第 8 条 3. に基づき請求することができる者

(3) 取消訴訟が先の登録商標の所有者によって提起された場合において、被告が異議を申し立てたときは、その所有者は訴訟の提起前の 5 年間に先の登録商標が第 26 条に基づき使用されていることを立証しなければならない。ただし、その先の商標がその日に 5 年以上登録されている場合に限る。訴訟の提起後に、不使用の 5 年の期間が満了する場合は、原告は、被告が異議を申し立てたときは、口頭審理の終結前の 5 年間に先の商標が第 26 条に基づき使用されていることを立証しなければならない。後の商標の登録の公告日に、先の商標が 5 年以上の期間登録されていた場合において、被告が異議を申し立てたときは、原告はまた、その日に、先の商標の登録が第 49 条(1)に基づいて取り消されるべきものでなかったことも立証しなければならない。決定においては、使用が立証された商品又はサービスのみが考慮されるものとする。

(4) 訴訟の提起前又は後に、商標の登録に基づく権利が他の者に移転又は譲渡された場合は、本案に関する決定は、権原ある承継人に対しても効力を有し、かつ実行することができる。訴訟手続の当事者となる権原ある承継人の権利については、民事訴訟法第 66 条から第 74 条

まで及び第 76 条を準用する。

第4章 特許庁に対する手続に関する一般規定

第56条 特許庁の権限

(1) 商標に関する問題についての手続を実施するために、特許庁に商標課及び商標部門を設ける。

(2) 商標課は、商標出願の審査をし、登録手続における決定をする権限を有する。商標課の職務は、特許庁の構成員(審査官)によって遂行されるものとする。その職務は、上級中間職の行政事務官又はこれに準じる職員によっても遂行されることができる。ただし、上級中間職の行政事務官又はこれに準じる職員は、宣誓に基づき証拠事実を述べるよう命ずること、宣誓を執行すること、又は連邦特許裁判所に第95条(2)に基づく請求をすることについては権限を有さない。

(3) 商標部門は、商標課の責任の範囲外にある問題について権限を有する。1の商標部門の職務は、少なくとも特許庁の3の職員により遂行されるものとする。商標部門の長は、第54条に基づく商標の取消に関する決定を除き、商標部門の権限に属するすべての問題を単独で処理することができ、また、商標部門の構成員にこれらの問題を委任することができる。

第57条 除斥及び忌避

(1) 審査官及び商標部門の構成員並びに商標課又は商標部門の権限内の問題の処理を委任される上級及び下級中間職の行政事務官又はこれに準じる職員の除斥及び忌避については、裁判所の構成員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法第41条から第44条まで、第45条(2)第2文及び第47条から第49条までを準用する。

(2) 忌避の請求についての決定は、それが求められる限り、商標部門によってなされるものとする。

第58条 鑑定意見

(1) 訴訟手続において専門家の意見が分かれる場合、特許庁は、裁判所又は州検事局の請求により、出願に係る商標又は登録商標に関する問題について鑑定意見を提出するよう求められるものとする。

(2) その他の点においては、特許庁は、法令で定めるその業務の範囲外の事項について、連邦法務省の許可なく決定をし又は鑑定をする権限を有さない。

第59条 事実の調査、聴取される権利

(1) 特許庁は、事件の事実を職権により調査する。この調査は、当事者の事実に基づく陳述書及び証拠の提出に拘束されないものとする。

(2) 特許庁の決定が、商標の出願人若しくは所有者又はその他手続の当事者に通知されなかった事情に基づくものである場合は、当該当事者には、所定の期間内に自己の意見を述べる機会が与えられるものとする。

第60条 事実の調査、聴聞、調書

(1) 特許庁は、いつでも関係当事者を召喚し聴聞することができ、宣誓の上又は宣誓をさせずに証人、専門家及び関係当事者を審問することができ、並びに問題を明らかにするために

必要なその他の調査をすることができる。

(2) 手続の結論を下す決定が行われるまでは、適切な場合、請求に基づき、商標の出願人若しくは所有者又はその他の関係当事者に聴聞の機会を与えるものとする。特許庁は、係る聴聞が適切でないと判断する場合は、その請求を拒絶する。請求を拒絶する決定は、中間控訴の対象とはならないものとする。

(3) 聴聞及び証人審問については調書が取られるものとし、それらは訴訟手続の不可欠な要素を再現するものとなり、かつ関係当事者の法的に重要な陳述を含むものとする。これら調書については、民事訴訟法第 160a 条、第 162 条及び第 163 条を準用する。当事者は調書の写しを受領する。

第 61 条 決定、審判請求権に関する情報

(1) 特許庁の決定は、その理由を含むものとし、それが第 2 文に従い下された場合であっても、書面により行われ、すべての関係当事者に職権で送達されるものとする。聴聞が行われた場合は、決定は、聴聞の終わりに下すこともできる。商標の出願人又は所有者のみが当事者であって、かつ、その請求が容認される場合は、理由の記載は必要とされない。

(2) 書面による決定を行う場合、それと共に、決定に対して許されている審判請求、審判請求が提起されるべき当局、審判請求を提起する期限及び審判請求に係る特許費用法に基づく手数料を納付することになっているときはその手数料の情報を関係当事者に与える供述を伴うものとする。審判請求の提起期間は、これらの情報を関係当事者が書面によって与えられた時からのみ開始するものとする。関係当事者にこれらの情報が与えられなかったとき又は不正確な情報が与えられたときは、審判請求が許されない旨の書面による情報が与えられている場合を除いて、係る当事者は決定の送達の時から 1 年以内のみ審判請求を提起することができる。この場合、第 91 条が準用される。第 1 文から第 4 文までは、第 64 条に基づく不服申立の法的救済に準用される。

第 62 条 ファイルの閲覧、登録簿の閲覧

(1) 特許庁は、正当な権利が認められる場合は、商標に係る出願ファイルの閲覧を請求に基づいて許可する。

(2) 商標の登録後、登録された商標のファイル閲覧は、請求に基づいて許可される。

(3) (1) 及び(2)に係るファイルの閲覧は、ファイルが電子的に保管されている場合は、インターネットにより許可することもできる。

(4) (1) から(3)までに係るファイルの閲覧は、それが法規定に反する場合又は連邦データ保護法第 3 条(1)の意義範囲内において保護されるべきデータの利害の方が明らかに重要である場合は、除外される。

(5) 何人も、自由に登録簿を閲覧することができる。

第 63 条 手続費用

(1) 複数の者が手続の当事者である場合は、特許庁は、それが公平であるときは、特許庁の経費及び当事者が負った費用を含む手続費用の全部又は一部を、それが主張及び権利の適切な防御のために必要であった限りにおいて、当事者の 1 に課する旨を決定することができる。係る決定は、その当事者が異議申立、商標出願、不服申立若しくは取消請求を全部若しくは

一部取り下げた場合又は商業登録が、放棄若しくは保護期間の不更新のためにその全部又は一部について登録簿から取り消された場合にも下すことができる。費用について何らの決定も下されない限り、各当事者は、自己が負った費用を負担しなければならない。

(2) 特許庁は、それが公平であるときは、特許費用法に基づく加速審査手数料を異議申立又は取消手続について全部又は一部払い戻すべき旨を命じることができる。

(3) 払い戻すべき費用の額は、請求により、特許庁が定める。民事訴訟法の規定のうち費用決定（第 103 条から第 107 条まで）及び費用決定命令の強制執行（第 724 条から第 802 条まで）に関するものを準用する。費用決定に対しては、不服申立に代えて審判請求を行うものとする。審判請求が 2 週間以内に提起されることを条件として、第 66 条を適用する。執行可能な謄本が特許裁判所の登録官により発令される。

第 64 条 不服申立

(1) 上級中間職の公務員又はこれに準じる職員によって発令された商標課及び商標部門の命令に対しては、不服申立を行うことができる。不服申立は、中断の効果を有する。

(2) 不服申立は、送達から 1 月以内に特許庁に提出しなければならない。

(3) 争われている命令を発令した公務員又は職員は、不服申立に十分な理由があると考えられる場合は、その命令を修正する。このことは、不服申立当事者が当該手続の他の当事者によって異議を申し立てられている場合には適用されない。

(4) 不服申立に関しては、特許庁の構成員が命令により裁定する。

(5) 商標課又は商標部門は、特許費用法に基づく不服申立に係る手数料の全部又は一部を払い戻すべき旨を命じることができる。

(6) 不服申立に代えて、第 66 条に基づく審判請求を提出することができる。複数の者が関与する手続において、当事者の 1 が不服申立を提出し、他の当事者が命令に対する審判請求を提出した場合に、不服申立当事者は、審判請求を提出することもできる。不服申立当事者の審判請求が第 66 条 (4) 第 2 文に基づく他方当事者の審判請求の送達から 1 月以内に提出されなかった場合は、その不服申立は取り下げられたものとみなされる。

(7) (6) 第 2 文又は第 66 条 (3) に基づいて審判請求が提出された後は、もはや、不服申立に関して裁定することはできない。

第 64a 条 特許庁における手続に係る費用の取扱

特許庁における手続に係る費用については、特許費用法を適用する。

第 65 条 法律上の命令を発する権限

(1) 連邦法務省は、連邦議会の同意なしに、法律上の命令により、次に掲げる事柄を行う権限を有する。

1. 商標に関係する問題の過程での組織及び業務手続並びに手続において用いられる様式について規定すること。ただし、これらが制定法により規定されている場合を除く。
2. 商標出願に関する追加的要件を決定すること
3. 商品及びサービスの分類を決定すること
4. 審査、異議申立及び取消の手続に関する細則を作成すること
5. 登録商標の登録簿に関する仕組及び適切な場合は、団体標章の登録簿に関する別個の規

定を作ること

6. 登録簿に含めるべき登録商標に関する記載事項を規定し、かつ、記載事項の公告の範囲及び内容を決定すること
 7. 本法に規定する特許庁におけるその他の手続、特に、出願及び登録の分割の手続、情報又は証明書の発令に係る手続、権利の回復に係る手続、ファイルの閲覧に係る手続、国際登録された商標の保護に関する手続及び共同体商標の変更に係る手続に関する仕組を作ること
 8. 電子データ伝送による出願及び提出物の送付を含め、商標に係る問題の過程で出願及び提出物を提出する様式に関する仕組を作ること
 9. 電子データ伝送による送付を含め、商標に係る問題の過程において特許庁の命令、通知又はその他の通信を当事者に送付する様式に関する仕組を作ること。ただし、特別の送付様式が法律により定められている場合は、この限りでない。
 10. 商標に係る問題の過程において、ドイツ語以外の言語による提出物及び書類が検討される場合及び状況に関する仕組を作ること
 11. 内容上特別な法的困難性を伴わない商標部門の管轄内の事項を処理することを上級中間職の公務員又はこれに準じる職員に委任すること。ただし、商標の取消（第 48 条（1）、第 53 条及び第 54 条）、専門家の報告の提出（第 58 条（1））及び専門家の報告の提出を拒絶する決定に関する命令の発令を除く。
 12. 内容上特別な法的困難性を伴わない商標課又は商標部門の管轄内の職務を遂行することを中間職の公務員又はこれに準じる職員に委任すること。ただし、出願及び異議申立に関する決定を除く。
 13. 第 33 条（3）に基づいて公告に含められる記載事項を定め、かつ、これらの記載事項の範囲及び内容を決定すること
- (2) 連邦法務省は、連邦議会の同意を得ることなく、法律上の命令により、(1) に基づいて法律上の命令を発令する権限の全部又は一部をドイツ特許商標庁に委譲することができる。

第 5 章 連邦特許裁判所における手続

第 66 条 審判請求

(1) 商標課及び商標部門の命令に対しては、第 64 条の規定如何に拘らず、特許裁判所に審判請求を行うことができる。審判請求を行えるのは、特許庁における手続の当事者とする。審判請求は、中断の効果を有する。

(2) 審判請求は、当該命令の送達から 1 月以内に特許庁に提出しなければならない。

(3) 第 64 条に基づく不服申立に関する決定がその申立から 6 月以内に行われなかった場合において不服申立人がこの期間の満了後に決定の請求を行なったときは、その不服申立に関して請求の受領から 2 月以内に何らの決定も下されないことを条件として、(1)の第 1 文に拘らず、商標課又は商標部門の命令に対して直ちに審判請求を行うことができる。不服申立手続において不服申立人に対して他の当事者が対抗している場合は、不服申立の提出から 6 月の期限を 10 月の期限に読み替える条件で第 1 文が適用される。当該他の当事者も不服申立をしている場合は、第 2 文に基づく審判請求には当該他の当事者の同意が必要である。同意宣言書を審判請求に同封するものとする。(4)の第 2 文に基づく審判請求の送達から 1 月の期間内に他方当事者が審判請求も提出しなかった場合は、その不服申立は、取り下げられたものとみなされる。手続が停止されるか又は何れかの当事者がその請求により若しくは拘束規定により期限の延長を認められた場合は、第 1 文及び第 2 文にいう期間の経過は停止する。第 1 文及び第 2 文に基づく残存期間は、停止の終了時又は認められた延長期限の満了時に開始する。不服申立に関する決定が下された後は、第 1 文及び第 2 文に基づく審判請求はもはや行うことができない。

(4) 審判請求書及びすべての陳述書には、他の当事者用の写しを同封しなければならない。審判請求書及び訴えの目的又は審判請求若しくは請求の取下げの宣言に係る請求を記載したすべての陳述書は、職権により他の当事者に送達される。その他の陳述書は、送達が命じられていない限り、当該者に非公式に送付される。

(5) 自らの決定が争われている当局は、審判請求に十分な理由があると考えた場合は、その決定を修正する。このことは、審判請求人が手続の他の当事者に異議を申し立てられている場合は、適用されない。当該機関は、特許費用法に従って、審判請求手数料の払戻を命じることができる。審判請求が第1文に従って修正されない場合は、1月が経過する前に、事実に基づく陳述を付さずにこれを特許裁判所に提出する。第2文に該当する場合は、審判請求は直ちに特許裁判所に送付されるものとする。第2文の意義の範囲内で第三者が参加しない手続においては、審判請求手続に係る法的扶助の付与を求める申請は、予備裁定を求めて遅滞なく特許裁判所に提出する。

第 67 条 審判部、口頭審理の公開

(1) 第 66 条にいう審判請求については、法律的に資格を有する 3 の構成員からなる連邦特許裁判所の審判部が決定する。

(2) 商標課及び商標部門による決定に対する審判請求に関する口頭審理は、登録が公告されている場合は、判決の言渡を含め、公開されるものとする。

(3) 裁判所法第 172 条から第 175 条までを準用する。ただし、次のことを条件とする。

1. 当事者の 1 の請求により、公開が請求をする当事者の保護に値する利益を損なう虞があ

る場合は、公衆を口頭審理から排除することもできる。

2. 登録が公告されるまでは、公衆は判決言渡から排除されるものとする。

第 68 条 審判請求手続における特許庁長官の関与

(1) 特許庁長官は、公益の保護のために適切と判断する場合は、審判請求手続において連邦特許裁判所に書面による供述をし、聴聞に出席し、またそこで陳述することができる。連邦特許裁判所は、特許庁長官が行った書面による供述を関係当事者に通知する。

(2) 連邦特許裁判所は、基本的に重要な法律問題についてそれが適切と判断する場合は、審判請求手続に参加する機会を特許庁長官に与えることができる。特許庁長官は、参加の通知が受理されたときは、手続における関係当事者となるものとする。

第 69 条 聴聞

次の場合は、聴聞が行われるものとする。

1. 当事者の 1 が請求する場合
2. 連邦特許裁判所において証人調をすべき場合(第 74 条(1))、又は
3. 連邦特許裁判所が適切と判断する場合

第 70 条 審判請求に関する決定

(1) 審判請求に対しては、決定が言い渡されるものとする。

(2) 審判請求を許容されないものとして却下する決定は、聴聞を行うことなく、言い渡すことができる。

(3) 連邦特許裁判所は、次の場合は、その本案に関する問題について判断を下すことなく、係争中の決定を破棄することができる。

1. 特許庁が未だその本案の問題についての決定をしていない場合
2. 特許庁における手続が実質的な欠陥を有している場合、又は
3. 本案の決定に不可欠な新たな事実若しくは証拠が知られた場合

(4) 特許庁は、その決定の基礎を、(3)に基づく破棄の根拠となる法律判断におこななければならない。

第 71 条 審判請求手続の費用

(1) 複数の当事者が手続の当事者となっている場合は、連邦特許裁判所は、公平と考えられるときはその限りにおいて、適切な方法で利益及び権利を守るために必要とされたものであると合理的に判断できる範囲において、当事者が被った費用を含む手続費用の全部又は一部を当事者の 1 が負担しなければならない旨決定することができる。費用に関する係る決定が行われない場合は、各当事者は自己が被った費用を負担するものとする。

(2) 特許庁長官が訴訟参加した後に申請を行った場合にのみ、特許庁長官に費用を負担させることができる。

(3) 連邦特許裁判所は、特許費用法に基づく審判請求手数料を返還すべきことを命ずることができる。

(4) (1)から(3)までは、当事者が審判請求、商標出願、不服申立若しくは取消請求の全部若しくは一部を取り下げた場合又は放棄により若しくは保護期間を更新しないことにより商標

の登録が全部又は一部、登録簿から取り消された場合にも適用されるものとする。

(5) 他の点に関しては、費用査定の手続(第 103 条から第 107 条まで)及び費用査定の決定(第 724 条から第 802 条まで)の執行に関する民事訴訟法の規定を準用する。

第 72 条 除斥及び忌避

(1) 連邦特許裁判所の構成員の除斥及び忌避については、民事訴訟法第 41 条から第 44 条まで及び第 47 条から第 49 条までを準用する。

(2) 特許庁における従前の手続に加わっていた者は、裁判官の職務から除斥されるものとする。

(3) 裁判官の忌避に関する決定は、忌避を求められている者が属する審判部によって行われるものとする。忌避された構成員の排除の結果として、当該審判部がもはや定足数を満たさなくなった場合は、他の審判部が決定を行う。

(4) 登録官の除斥に関する決定は、当該事件を管轄する部によって決定されるものとする。

第 73 条 事実の調査、聴聞の準備

(1) 連邦特許裁判所は、職権により事件の事実を調査しなければならない。連邦特許裁判所は、当事者の事実の陳述及び証拠の申出に拘束されないものとする。

(2) 聴聞が行われる前又は聴聞が行われなときは連邦特許裁判所の決定がされる前に、裁判長又は裁判長によって指名された部の構成員は、可能ならば 1 回の聴聞又は 1 回の開廷期日において事件の結論を出すために必要なすべての準備をしなければならない。その他の点では、民事訴訟法第 273 条(2)、(3)第 1 文及び(4)第 1 文を準用する。

第 74 条 証拠調

(1) 連邦特許裁判所は、聴聞中に証拠調を行う。特に、本来の場所での点検を行い、証人、専門家及び当事者を審問し、かつ、書類の調査を命ずることができる。

(2) 連邦特許裁判所は、適切な場合は聴聞の実施前に、受任裁判官としての裁判所構成員の 1 によって証人調をすることができ、また、個々の証人審問を明示した上で他の裁判所に証人調を依頼することができる。

(3) 当事者は、証拠調が行われるすべての聴聞について通知されるものとし、かつ、その聴聞に加わることができる。当事者は、証人及び専門家に対し関連した質問をすることができる。質問に対し異議が唱えられた場合は、連邦特許裁判所が決定する。

第 75 条 召喚

(1) 聴聞の期日が定められると直ちに、当事者は少なくとも 2 週間の予告をもって召喚されるものとする。緊急の場合は、裁判長はその期間を短縮することができる。

(2) 召喚状には、当事者が出廷しない場合は、当該者抜きで事件を審問し、かつ、決定することができる旨示されるものとする。

第 76 条 聴聞の順序

(1) 裁判長は、聴聞を開きそれを統括する。

(2) 事件の読上の後、裁判長又は記録係の裁判官は、事件ファイルの主要な内容を報告する。

(3) この後直ちに、当事者それぞれに申立を行い、かつ実証するために発言する許可が与えられるものとする。

(4) 裁判長は、事件に含まれる事実問題及び法律問題について当事者と討議する。

(5) 裁判長は、請求により、審判部の各構成員が質問することを許可する。質問に対し異議が唱えられた場合は、当該審判部が決定する。

(6) 事件について討議がなされた後、裁判長は聴聞の終結を宣言する。審判部は聴聞の再開を決定することができる。

第77条 調書

(1) 聴聞において、及び証拠調が行われるときはいつでも、裁判所の登録官が、調書作成者として職務を行うために出廷するものとする。裁判長の命令により、調書作成者を出廷させない場合は、裁判官の1が調書を作成する。

(2) 調書は、聴聞及びすべての証拠調手続について作成されるものとする。民事訴訟法第160条から第165条までを準用する。

第78条 証拠の判断；裁判所に聴取される権利

(1) 連邦特許裁判所は、訴訟手続の結果に照らし全体として到達した自己の自由な心証に基づき事件について決定を行う。決定には、裁判官が心証形成をするに至った理由を述べなければならない。

(2) 決定は、当事者がその意見を述べる機会を有していた事実及び証拠のみに基づくことができる。

(3) 決定に先行して聴聞が行われた場合は、最終の審問期日に出廷しなかった裁判官は、当事者が同意したときにのみ、決定の言渡に加わることができる。

第79条 決定言渡；決定の送達；理由の記載

(1) 連邦特許裁判所の終局決定は、聴聞が行われた場合は、その聴聞を終結する期日又は直ちに指定される別の期日において言い渡される。この期日は、重大な理由、特に、事件の範囲又は複雑性により必要とされる場合を除き、3週間以上先の日を指定されることはない。終局決定は、裁判所において言い渡す代わりに、当事者に送達することができる。連邦特許裁判所が聴聞を行うことなく決定を下す場合は、決定の言渡は、当事者に決定書を送達することをもって代えられるものとする。終局決定は、常に職権により当事者に送達される。

(2) 申立を拒絶する又は法的救済を与える連邦特許裁判所の決定には、その決定が根拠とする理由が述べられなければならない。

第80条 訂正

(1) 決定書中の印字の誤り、計算の誤り及び同様の明白な誤りは、いつでも連邦特許裁判所が訂正を行うことができる。

(2) 決定書に述べられた事実がその他の誤り又は不明瞭な表現を含んでいる場合は、当事者は、その決定の送達後2週間以内に訂正の請求をすることができる。

(3) (1)に基づく訂正は、連邦特許裁判所が事前に聴聞を開くことなく決定することができる。

- (4) 連邦特許裁判所は、証拠調をすることなく(2)に基づく訂正の請求について決定する。その決定には、訂正が請求されている決定の言渡に加わった裁判官のみが加わるものとする。
- (5) 訂正に関する判定の結果は、決定自体及びその写しに記録されるものとする。

第 81 条 代理, 委任状

(1) 当事者は、特許裁判所において自ら法律上の争いを取り扱うことができる。第 96 条はそれにより影響を受けない。

(2) 当事者は、委任状を有する弁護士又は弁理士に自己を代理させることができる。それ以外では、次に掲げる者に限り、特許裁判所において委任状を有する代理人として行動する権原を与えることができる。

1. 当事者の従業者又は当事者と提携している企業（株式資本会社及びパートナーシップ法第 15 条）の従業者。当局及び公法に基づいて設立された法人（それらの公務を遂行するためにそれらにより作られた連合体を含む）も、他の当局又は公法に基づいて設立された法人の従業者（それらの公務を遂行するためにそれらにより作られた連合体の従業者を含む）に自己を代理させることができる。

2. 成年の親族（租税法第 15 条，組合法第 11 条），司法職の資格を持つ者及び代理が報酬活動に関連していない場合の共同訴訟当事者

委任状を有する者で自然人でないものは、手続においてその者を代理するよう委任されたその者の機関及び代理人を通じて行動するものとする。

(3) 裁判所は、委任状を有するが(2)の要件に基づいて代理人として行動する権原を与えられていない者を、上訴できない命令により拒絶するものとする。委任状を有さない代理人における手続上の行為及び当該代理人に対する送達又は通信は、当該代理人が拒絶されるまで有効であるものとする。裁判所は、(2)において選任された代理人に対し、それらが争いの事実及び事情を十分適切に提示することができない場合は、上訴できない命令により今後の代理を禁止することができる。

(4) 裁判官は、自らが属する裁判所において、委任状を有する者として行動してはならない。

(5) 委任状は、裁判所の記録のために提出しなければならない。委任状は、後に提出することができる。特許裁判所は、そのための期限を設定することができる。

(6) 手続の如何なる段階においても、委任状がないことに対して不服申立を行うことができる。特許裁判所は、弁護士又は弁理士が委任状を有する者として出頭しない場合は、職権により、委任状がないことを考慮に入れる。

第81a条 法的扶助

(1) 当事者は、請求により、特許裁判所での手続において法的扶助を与えられる。民事訴訟法第114条から第116条までを準用する。

(2) その他の点では、特許法第130条(2)及び(3)並びに第133条から第137条までを準用する。

第 82 条 他の規定の適用, 上訴の可能性, ファイルの閲覧

(1) 特許裁判所における手続に関する規定が本法にない限りにおいて裁判所構成法及び民事訴訟法を準用するが、特許裁判所における手続の特別の事情からそれが排除されることがないことを条件とする。民事訴訟法第 227 条 (3) 第 1 文は適用しない。特許裁判所における

手続に係る手数料に特許費用法を適用する。経費には裁判費用法を準用する。

(2) 特許裁判所の決定に対する上訴は、本法がそれを許容する限りにおいて、行うことができる。

(3) ファイル閲覧の第三者への認容については、第 62 条 (1) 及び (2) を準用する。請求については特許裁判所が決定する。

第6章 連邦最高裁判所に対する訴訟手続

第83条 法律審判請求の許可

(1) 第66条に基づく審判請求に関する連邦特許裁判所審判部の決定に対する法律問題に基づく審判請求は、審判部がその決定において当該法律審判請求の提起を許可している場合において、連邦最高裁判所に提起することができる。法律審判請求は、中断の効果を有するものとする。

(2) 法律審判請求は、次の何れかに該当する場合に承認されるものとする。

1. 基本的に重要な法律問題を判断すべき場合、又は
2. 法律の発展又は裁判手続の均一化のために、連邦最高裁判所の判断が必要とされる場合
- (3) 次の手続上の瑕疵が糾弾される場合は、法律審判請求に対する許可は必要としないものとする。

1. 決定を行った裁判所が正しく構成されていなかったこと
2. 決定に加わった裁判官が、法律により裁判官としての職務から除斥されたか、又は非公正の虞により首尾よく忌避されていたこと
3. 当事者の1が聴聞を受ける権利を拒否されていたこと
4. 手続における当事者が、法律の規定に従って代理されていなかったこと。ただし、当該人が訴訟手続指揮に明示的又は黙示的に同意していた場合は、この限りでない。
5. 訴訟手続の公開に関する規定に違反した聴聞に基づいて決定が下されたこと、又は
6. 決定に理由が付されていないこと

第84条 法律審判請求の権利、法律審判請求の根拠

(1) 法律審判請求をする権利は、審判請求手続の当事者に帰属する。

(2) 法律審判請求は、決定が法律違反に基づくものである旨の主張を唯一の根拠としなければならない。民事訴訟法第546条及び第547条を準用する。

第85条 方式要件

(1) 法律審判請求は、決定の送達後1月以内に連邦最高裁判所に書面により提起しなければならない。

(2) 係争中の価額の縮小に関する第142条は、連邦最高裁判所における法律審判請求手続に準用される。

(3) 法律審判請求は、その根拠とする理由を述べなければならない。理由を述べるために認められる期間は1月とする。その期間は、法律審判請求が提起された日から起算され、請求により裁判長が延長することができる。

(4) 法律審判請求理由の陳述書には、次の事項を含まなければならない。

1. 決定について争い、かつ、修正又は破棄が求められている範囲に関する宣言
2. 違反している法規定の指摘、及び
3. 法律審判請求について、手続に関して法令違反があったという主張を根拠とする場合は、瑕疵を構成する事実の陳述

(5) 連邦最高裁判所に対し、当事者は、許可された代理人として連邦最高裁判所に対して実務を行うことを認められている弁護士によって代理されなければならない。当事者の請求に

より、当該人の特許弁護士に対して発言の許可が与えられるものとする。事件への特許弁護士の関与によって生じる費用については、弁護士報酬に関する連邦法第 13 条による報酬並びに当該特許弁護士に関するその他の必要経費が補償されるものとする。

第 86 条 許容性の審理

連邦最高裁判所は、法律審判請求がそれ自体許されるものか否か、並びに法律に定める方式により及び所定の期間内に提起され、かつ、理由が述べられているか否かを職権により審理する。これらの要件を欠いている場合は、法律審判請求は、許容できないものとして却下される。

第 87 条 複数当事者

(1) 複数人が法律審判請求に関する手続の当事者となる場合は、法律審判請求書及びその理由の陳述書が他の当事者に送達されるものとし、係る送達には、送達後所定の期間内に宣言すべきことがあればその宣言を書面により連邦最高裁判所に提出すべき旨の要請を添付するものとする。法律審判請求が提起された日付は、法律審判請求書の送達とともに通知されるものとする。法律審判請求人は、審判請求書又は審判請求理由書と共に必要な数のそれらの認証謄本を提出しなければならない。

(2) 特許庁長官が法律審判請求に関する手続の利害関係者でない場合は、第 68 条(1)を準用する。

第 88 条 他の規定の適用

(1) 法律上の論点に係る審判請求に関する手続においては、民事訴訟法の規定であつて、裁判所構成員の除斥及び忌避に関するもの(第41条から第49条まで)、委任された代理人及び法律補佐人に関するもの(第78条から第90条まで)、職権による書類の送達に関するもの(第166条から第190条まで)、召喚状、期限及び期間に関するもの(第214条から第229条まで)並びに権利回復に関する規定(第233条から第238条まで)を準用する。また、権利回復については、第91条(8)を準用する。当事者は、請求により、法的扶助を与えられる。特許法第138条を準用する。

(2) 手続の公開に関しては、第67条(2)及び(3)を準用する。

第 89 条 法律審判請求に関する決定

(1) 法律審判請求は、決定の対象となる。その決定は、聴聞を行うことなく言い渡すことができる。

(2) 連邦最高裁判所は、その決定を言い渡すとき、審判請求に係る決定において認定された事実拘束される。ただし、法律審判請求のために許容され及び実証された理由がその事実に関して提出されている場合は、この限りでない。

(3) 決定は、その根拠とする理由を述べなければならない、職権により関係当事者に送達されるものとする。

(4) 審判請求に係る決定が破棄された場合は、当該事件は、更なる聴聞と決定を求めて連邦特許裁判所に差し戻されるものとする。連邦特許裁判所は、破棄の根拠となった法的意見に基づくその決定に拘束されるものとする。

第 89a 条 法律上の聴聞を受ける権利の侵害の場合の救済

裁判所が、決定に不服がある当事者の法律上の聴聞を受ける権利を裁定に重要な態様で侵害した場合は、当該当事者による苦情申立に応じ、当該手続を継続するものとする。最終決定の前の決定に対しては、苦情を申し立てることはできない。民事訴訟法第 321a 条 (2) から (5) までを準用する。

第 90 条 費用の決定

(1) 複数人が訴訟手続の当事者となっている場合は、連邦最高裁判所は、公平と認められるときはその限りにおいて、適切な方法で主張及び権利を守るために必要とされた範囲について、当事者が被った費用を含む手続費用の全部又は一部を当事者の 1 が負担すべき旨の決定を行うことができる。係る決定は、法律審判請求、商標出願、異議申立又は取消請求が当事者によって全部若しくは一部について取り下げられた場合又は商標の登録が放棄により若しくは保護期間の不更新により全部若しくは一部について登録簿から取り消された場合にも、行うことができる。費用に関する決定がなされない限り、各当事者は自己が被った費用を負担するものとする。

(2) 法律審判請求が許容できないものとして拒絶又は却下された場合は、法律審判請求によって生じた費用は、法律審判請求人に対して裁定されるものとする。ただし、当事者の 1 の重過失によって生じた費用は、当該人に対して裁定されるものとする。

(3) 特許庁長官が法律審判請求を提起し又は法律審判請求手続において申請を行った場合に限り、特許庁長官に費用を負担させることができるものとする。

(4) 他の点においては、費用査定の手続(第 103 条から第 107 条まで)及び費用査定の決定の執行に関する民事訴訟法の規定(第 724 条から第 802 条まで)を準用する。

第7章 共通規定

第91条 権利回復

- (1) 自己の無過失により特許庁又は連邦特許裁判所に対する期限を遵守することができず、法律の規定に従って自己に不利益となった者は、請求により、元の状態への権利回復が認められる。この規定は、異議申立の期限及び異議申立の手数料(特許費用法第6条(1)第1文)の納付期限には適用しないものとする。
- (2) 権利回復の請求は、期限を遵守しないことの原因がなくなってから2月以内にしなければならない。
- (3) 当該請求においては、権利回復の根拠とする事実を述べなければならない。この事実は、請求時に又は請求に関する手続において疎明しなければならない。
- (4) 懈怠した行為は、請求のための期限内に履行しなければならない。これが履行された場合は、請求をすることなく権利回復を認めることができる。
- (5) 遵守されなかった期限の満了から1年を経過したときは、もはや権利回復の請求をすることはできず、かつ、懈怠した行為を履行することができない。
- (6) 権利回復請求に関する決定は、履行すべき行為に関して決定する権限のある当局が行うものとする。
- (7) 権利回復に関する決定は上訴することができない。
- (8) 商標の所有者が権利回復を認められた場合であって、商標登録に関する権利を喪失してから権利回復するまでの間に、第三者が当該商標と同一又は類似の記号の下に善意で商品を市場に出し又はサービスを提供している場合は、当該商標の所有者は、当該行為に対して如何なる権利も主張することができない。

第91a条 出願の手続続行

- (1) 商標出願が、特許庁により設定された期限を守らないで拒絶された場合において、出願人が出願手続続行を請求し、かつ、懈怠した行為を後に履行したときは、当該命令は、明示的な無効措置を要することなく、無効になる。
- (2) 前記の請求は、商標出願の拒絶決定の送達から1月以内に提出しなければならない。懈怠された行為は、後にこの期間内に履行されなければならない。
- (3) (2)にいう期限及び特許費用法第6条(1)第1文にいう手続続行手数料の納付に係る期限の不遵守については、権利の回復は認められない。
- (4) 前記の請求に関しては、後に履行される行為に関して決定を下すべき機関が決定を下す。

第92条 真実を述べる義務

特許庁、特許裁判所及び連邦最高裁判所での手続において、当事者は、実際の事情に関して十分かつ正直に陳述しなければならない。

第93条 公用語及び法廷における言語

特許庁及び連邦特許裁判所の言語は、ドイツ語とする。他の点については、法廷の言語に関する裁判所法の規定に従う。

第 93a 条 証人の補償、鑑定人の報酬

司法報酬補償法に基づき、証人は補償を受け、鑑定人は報酬を受ける。

第 94 条 送達

(1) 特許庁での手続における送達に当たっては、次に掲げる要件に従うことを条件として、書類の行政送達に関する法律の規定を適用する。

1. 国外にいる受取人及び第 96 条の要件に違反して国内代理人を選任していない受取人に対しては、書留郵便を郵送することにより送達を実行することができる。この規定は、自らが第 96 条 (2) にいう国内代理人である受取人に準用する。民事訴訟法第 184 条 (2) 第 1 文及び第 4 文を準用する。

2. ライセンス所有者に対する送達 (特許弁護士規則第 177 条) に書類の行政送達に関する法律第 5 条 (4) を準用する。

3. 特許庁に郵便受けを設けている受取人には、受取人の郵便受けに書類を投函することにより書類を送達することもできる。係る投函に関するファイルに書面による記録を入れる。投函した日時を書類に注記する。送達は、郵便受けへの投函から 3 日目に実行されたものとみなされる。

(2) 連邦特許裁判所での手続においては、民事訴訟の規定を送達に適用する。

第 95 条 相互援助

(1) 裁判所は、特許庁に対して法的援助を提供するよう求められるものとする。

(2) 特許庁における手続に関して、連邦特許裁判所は、特許庁の請求により、出廷を怠った証人及び専門家又は証言すること若しくは宣誓して証言することを拒否する証人若しくは専門家に対して召喚状の送達又は強制的措置を行うものとする。同様に、出廷を怠っている証人に対して、送達された召喚状の執行が命ぜられるものとする。

(3) 3 の法律的構成員からなる連邦特許裁判所審判部は、(2) に規定される請求について判断を下す。この場合の判断は、決定の形式を取るものとする。

第95a条 電子的手続、命令を下す権限

(1) 特許庁での手続において請求、申立又はその他の行為に関して書面の様式が提供されている場合は、民事訴訟法第130a条(1)第1文及び第3文並びに(3)の規定を準用する。

(2) 特許裁判所及び連邦最高裁判所の手続のファイルは、電子形態で保持することができる。本法に別段の規定がある場合を除いて、電子書類、電子ファイル及び電子手続のその他の処理に関する民事訴訟法の規定を準用する。

(3) 連邦法務省は、連邦議会の同意を得ることなく、法律上の命令により次の事項を決定する。

1. 電子書類を特許庁及び裁判所に提出することができる時点、書類の処理に必要な様式、電子署名を使用すべきか否か及び当該署名がとるべき形態

2. (2) に従って手続ファイルの電子形態での保管を開始できる時点並びに手続の電子ファイルの作成、維持及び保管のためにそれに適用される組織上及び技術上の条件

第 96 条 国内代理人

(1) ドイツに居所も、営業所も、支所も有さない者は、当該商標に関する特許庁、特許裁判所及び民事上の争いでの手続において自己を代理し、かつ、刑事上の苦情申立を提起するための委任状を有する代理人としてドイツにおいて弁護士又は弁理士を選任した場合に限り、本法に規定する特許庁又は特許裁判所における手続に参加し、かつ、商標に基づく権利を主張することができる。

(2) 欧州連合の加盟国又は欧州経済領域協定の他の締約国の国民は、2000年3月9日のドイツにおける欧州弁護士の活動に関する法律（連邦法公報第 I 部 182 ページ）第 1 条又は 1990年7月6日の弁理士業参入資格審査に関する法律（連邦法公報第 I 部 1349 ページ及び 1351 条）第 1 条の付属の現行版に掲げられた職業名の 1 の下の専門的活動に従事する権利を有することを条件として、(1) にいう代理人として、欧州経済共同体設立条約にいう役務を提供するために選任されることができる。

(3) (1) に基づいて選任された代理人が営業施設を有する場所は、民事訴訟法第 23 条にいう資産が所在する場所であるものとみなされる。係る営業施設が存在しない場合は、代理人がドイツにおいて居所を有する場所が該当するものとし、また、係る場所も存在しない場合は、特許庁が業務所在地を有している場所が該当するものとする。

(4) (1) にいう代理人の法律上の行為に係る委任の終了は、当該終了及び他の代理人の委任の双方が特許庁又は特許裁判所に通知されるまでは効力を生じない。

第96a条 過度に長い裁判手続の場合における法的保護

裁判所法第17編の規定は、特許裁判所及び連邦最高裁判所での手続に準用する。

第4部 団体標章

第97条 団体標章

(1) 第3条にいう商標として保護することができるすべての記号であつて、団体標章の所有者の構成員の商品又はサービスを、所定の企業による出所若しくは原産地、種類、品質又はその他の特性に従つて、他の事業のそれから識別することができるものは、団体標章として登録することができる。

(2) 本法の各規定は、該当する限り、この部において別段の規定がなされている場合を除いて団体標章にも適用される。

第98条 所有者資格

出願に係る団体標章又は登録団体標章は、法的能力を有しかつその構成員自身が団体である上部団体若しくは本部組織を含め、法的能力を有する団体のみが所有することができる。公法によって規律される法人は、これらの団体と同一の地位を有する。

第99条 団体標章としての原産地表示の登録性

第8条(2)2.の要件に合致しない場合であっても、商品又はサービスの原産地を示すために取引上使用されることがある記号又は表示は、団体標章を構成することができる。

第100条 保護の制限、使用

(1) 第23条に起因する保護の制限に加えて、団体標章としての原産地表示の登録は、第三者が取引上係る表示を使用することを差し止める権利を所有者に与えるものではない。ただし、その使用が、容認された道徳原理に従つたものであり、かつ、第127条に反しないものである場合に限る。

(2) 使用権限を有する少なくとも1の者による又は団体標章の所有者による団体標章の使用は、第26条にいう使用を構成するものとみなされる。

第101条 訴訟を提起する権限、損害

(1) 団体標章の使用を規律する規約に別段の規定が置かれている場合を除いて、団体標章を使用する権限を有する者は、団体標章の所有者の同意を得たときにのみ団体標章の侵害に対する訴訟を提起することができる。

(2) 団体標章の所有者はまた、団体標章又はこれに類似する記号が権限を認められていない使用の結果として団体標章ライセンスに生じた損害について賠償請求をすることもできる。

第102条 団体標章の使用を規律する規約

(1) 団体標章の出願には、その標章の使用を規律する規約を添付しなければならない。

(2) 団体標章の使用を規律する規約には、少なくとも次の事項を明記しなければならない。

1. 団体の名称及び所在地
2. 団体の目的及び代表
3. 構成員資格
4. 団体標章を使用する権限を有する者のグループに関する情報

5. 団体標章の使用条件

6. 団体標章の侵害の場合における関係当事者の権利と義務

(3) 団体標章が地理的起源の表示からなる場合は、その標章の使用を規律する規約には、当該地理的領域に源を発する商品若しくはサービスを提供する者でかつ同規約に定める使用条件を満たす者が、当該団体の構成員となる権限を有し、かつ当該標章使用の権限を有する者の集団の資格を認められる旨を定めなければならない。

(4) 何人も、団体標章の使用に関する規約を閲覧することができる。

第 103 条 出願の審査

第 37 条に基づく拒絶理由に加えて、団体標章の出願は、それが第 97 条、第 98 条及び第 102 条に規定する要件を満たしていない場合及びその標章の使用を規律する規約が公の秩序若しくは容認された道徳原理に反するものである場合にも拒絶されるものとする。ただし、拒絶理由が解消されるような方法で出願人が当該標章の使用に関する規約を修正した場合は、この限りでない。

第 104 条 団体標章の使用を規律する規約の修正

(1) 団体標章の所有者は、団体標章の使用を規律する規約の如何なる修正も特許庁に通知しなければならない。

(2) 団体標章の使用を規律する規約の修正に関しては、第 102 条及び第 103 条を準用する。

第 105 条 取消

(1) 第 49 条に規定する取消事由に加え、団体標章の登録は、次の場合、請求により、取消事由に基づいて取り消されるものとする。

1. 団体標章の所有者がもはや存在しない場合

2. 団体標章の所有者が、団体の目的に反する、又は当該商標の使用を規律する規約に反する方法による団体標章の不正使用を防止するための適切な処置を取らない場合、又は

3. 団体標章の使用を規律する規約の修正が第 104 条(2)に違反して登録簿に登録された場合。ただし、その標章の所有者に係る取消事由を解消するような方法で規約を更に修正した場合は、この限りでない。

(2) (1)2. にいう不正使用は、団体標章がそれを使用する権限を有する者以外の者によって公衆を欺くような方法で使用される場合に、特に存在するものとみなされる。

(3) (1)に基づく取消請求は、特許庁に提出しなければならない。これに対する手続は、第 54 条によって行われるものとする。

第 106 条 絶対的拒絶理由による無効

第 50 条に規定する無効事由に加え、団体標章の登録は、当該団体標章が第 103 条に違反して登録された場合は、請求により、無効事由に基づいて取り消されるものとする。無効事由がその標章の使用を規律する規約に関係するものである場合は、団体標章の所有者が無効事由を解消するような方法で当該規約を修正したときは、登録は取り消されないものとする。

第 5 部 標章の国際登録に関するマドリッド協定及びマドリッド協定に関する議定書に基づく商標の保護；共同体商標

第 1 章 マドリッド協定に基づく標章の保護

第 107 条 本法の規定の適用；言語

(1) 本法の各規定は、標章の国際登録に関するマドリッド協定（標章に関するマドリッド協定）に基づく商標の国際登録であって特許庁の仲介を通じて行われたもの又はその保護がドイツ連邦共和国の領域に及ぶものに準用する。ただし、本章又は標章に関するマドリッド協定に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(2) すべての出願、国際登録に係る手続におけるその他の通信並びに商品及びサービスの一覧は、出願人の選択によりフランス語又は英語により提出するものとする。

第 108 条 国際登録出願

標章に関するマドリッド協定第 3 条に基づく登録簿に記載された商標の国際登録出願は、特許庁に対してなされるものとする。

(2) 国際登録出願は、当該商標の登録簿への登録前に提出された場合は、当該商標の登録の日を受領されたものとみなされる。

(3) 出願と共に、商品及びサービスの国際分類の順序に従って類に区分した商品及びサービスの一覧を提出する。

第 109 条 手数料

(1) 国際登録出願が当該商標の登録簿への記載前に提出された場合は、国際登録手続に係る国内手数料は、登録の日を納付期日とする。

(2) 特許費用法に基づく国際登録に係る国内手数料は、納付期日から 1 月以内に納付するものとし、納付期日は、特許費用法第 3 条 (1) が適用されるか又は (1) に基づくものとする。

第 110 条 登録簿への登録

登録された標章の国際登録の日付及び番号は、登録簿に登録されるものとする。

第 111 条 保護のその後の地域拡張

(1) 標章に関するマドリッド協定第 3 条の 3 (2) に基づき国際登録された商標の保護のその後の地域拡張に係る請求を特許庁に提出することができる。

(2) 特許費用法に基づくその後の地域拡張に係る国内手数料は、納期が到来してから 1 月以内に納付するものとする（特許費用法第 3 条 (1)）。

第 112 条 国際登録の効力

(1) マドリッド協定第 3 条の 3 に基づきドイツ連邦共和国の領域に保護範囲が拡張された標章の国際登録は、マドリッド協定第 3 条(4)に基づく国際登録の日又はマドリッド協定第 3 条の 3(2)に基づくその後の地域拡張登録の日に、特許庁に備える登録簿への当該標章の登録出願がなされており、かつ、その標章の同登録簿への登録がされていたと同一の効力を有

するものとする。

(2) (1)に規定する効力は、標章の国際登録が第 113 条から第 115 条までに基づき保護を拒絶された場合は、生じなかったものとみなされる。

第 113 条 絶対的拒絶理由についての審査

(1) 標章の国際登録は、国内登録出願がされている標章と同じ方法により、第 37 条に基づく絶対的拒絶理由について審査されるものとする。第 37 条(2)は適用しない。

(2) 出願の拒絶(第 37 条(1))は、保護の拒絶に置き替えられるものとする。

第 114 条 異議申立

(1) 国際登録においては、登録の公告(第 41 条)は、世界知的所有権機関の国際事務局が発行する公報における公告に置き替えられるものとする。

(2) 国際登録に保護を与えることに対して異議申立をすることができる期間(第 42 条(1))は、国際登録の公告を含んでいる公報の発行月として表示された月の翌月の 1 日から始まるものとする。

(3) 登録の取消(第 43 条(2))は、保護の拒絶に置き替えられるものとする。

第 115 条 保護のその後の撤回

(1) 国際登録された商標に関しては、保護に対する絶対的拒絶理由の存在(第 50 条)を理由とするか又は先の権利(第 51 条)を理由とする取消(第 49 条)による商標の抹消を求める請求又は訴訟は、保護の撤回を求める請求又は訴訟により取って代わられる。

(2) 第 49 条(1)に従う保護の撤回請求が不使用を理由とする場合は、登録簿における登録日は、次に掲げる日に置き換えられる。

1. 世界知的所有権機関の国際事務局が保護の承認に関する通信を受領した日、又は
2. その時点で1.に従う通信も、保護の仮拒絶に関する通信も受領されていなかったことを条件として、標章に関するマドリッド協定第 5 条(2)に定める期間が満了した日

第 116 条 国際登録を根拠とする異議申立及び取消請求

(1) 国際登録を根拠として標章の登録に対し異議申立がされた場合は、登録の日は第 115 条(2)に規定する日に置き替えられることを条件として、第 43 条(1)が適用されるものとする。

(2) 国際登録を根拠として第 51 条に基づき取消訴訟が提起された場合は、登録の日は第 115 条(2) 2.に規定する日に置き替えられることを条件として、第 55 条(3)が適用されるものとする。

第 117 条 不使用を理由とする請求の除外

国際登録の侵害を理由として第 14 条、第 18 条及び第 19c 条に規定する請求がされた場合は、商標の登録日は第 115 条(2)に規定する日に置き替えられることを条件として、第 25 条が適用されるものとする。

第 118 条 国際登録の移転に対する同意

特許庁は、国際登録の移転の場合は、特許庁に備える登録簿に国際登録商標の新所有者につ

いて当該標章の登録がなされているか否かに関係なく，マドリッド協定第 9 条の 2(1)に基づき必要とされる同意を世界知的所有権機関の国際事務局に与える。

第2章 マドリッド協定に関する議定書に基づく標章の保護

第119条 本法の規定の適用, 言語

(1) 本法の各規定は、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する1989年6月27日のマドリッド議定書（標章に関するマドリッド協定に関する議定書）に基づく商標の国際登録であって特許庁の仲介を通じて行われるもの又はその保護がドイツ連邦共和国の領域に及ぶものに準用する。ただし、本章又は標章に関するマドリッド協定に関する議定書に別段の規定がある場合は、この限りでない。

(2) すべての出願、国際登録の手續におけるその他の通信並びに商品及びサービスの一覧は、出願人の選択によりフランス語又は英語により提出するものとする。

第120条 国際登録出願

(1) 登録簿への記載を求める出願が行われている商標又は既に登録簿に記載されている商標に係る標章に関するマドリッド協定に関する議定書第3条に基づく国際登録出願は、特許庁に提出するものとする。登録簿に記載されている商標を基礎とする国際登録が行われる場合は、当該商標の登録前にその出願を提出することができる。

(2) 登録簿に記載されている商標を基礎として国際登録が行われるべき場合において商標の登録簿への記載前に国際登録出願が提出されたときは、国際登録出願は、商標の登録の日を受領したものとみなされる。

(3) 商品及びサービスの一覧は、類に区分して出願と共に提出するものとし、かつ、商品及びサービスの国際分類の順序で提出しなければならない。

第121条 手数料

(1) 国際登録が、標章に関するマドリッド協定及び標章に関するマドリッド協定に関する議定書に基づき、登録簿に登録された商標を基礎として行われるべき場合において国際登録出願が商標の登録簿への記載前に提出されたときは、特許費用法に基づく国際登録に係る国内手数料は、登録の日納付期日が到来するものとする。

(2) 特許費用法に基づく国際登録に係る国内費用は、納付期日が到来してから1月以内に納付しなければならない。この期日は、特許費用法第3条(1)又は(1)に基づいて決定する。

第122条 ファイルへの記入, 登録簿への登録

(1) 登録出願を基礎として国際登録がされた場合は、国際登録の日付及び番号が出願に係る標章のファイルに記入されるものとする。

(2) 登録標章を基礎としてされた国際登録の日付及び番号は、登録簿に登録されるものとする。登録出願を基礎として国際登録がされている場合であって、その出願が登録に至った場合にも、第1文は適用されるものとする。

第123条 保護のその後の地域拡張

(1) 標章に関するマドリッド協定に関する議定書第3条の3(2)に基づき国際登録された商標の保護のその後の拡張に係る請求は、特許庁に提出することができる。保護のその後の拡張が登録簿に登録された商標を基礎として行われるべき場合においてその請求が商標の登

録前に既に提出されているときは、その請求は、登録の日に受領したものとみなされる。

(2) 登録簿に記載されている商標を基礎とする保護のその後の拡張は、標章に関するマドリッド協定及び標章に関するマドリッド協定に関する議定書の双方に基づいて行うことができる。

(3) 特許費用法に基づく保護のその後の拡張に係る国内手数料は、納付期日から 1 月以内に納付するものとする（特許費用法第 3 条（1））。

第 124 条 マドリッド協定に基づく標章の国際登録の効力に関する規定の準用

第 112 条から第 117 条までは、第 112 条から第 117 条までにいうマドリッド協定の規定がマドリッド協定に関する議定書の対応する規定に置き換えられることを条件として、マドリッド協定に関する議定書第 3 条の 3 に基づきドイツ連邦共和国の領域に保護が拡張された標章の国際登録に準用する。

第 125 条 国際登録の変更

(1) マドリッド協定に関する議定書第 6 条(4)に基づき取り消された標章の変更についての同議定書第 9 条の 5 に基づく出願が、国際登録簿から標章が取り消された日の後 3 月の期間の満了前に必要な事項と共に、特許庁に提出されかつ受理された場合は、同議定書第 3 条(4)に基づくこの標章の国際登録の日又は同議定書第 3 条の 3(2)に基づく地域拡張の登録の日は、国際登録について主張された優先権があれば、その優先権と共に、第 6 条(2)にいう先順位の決定についての決め手となるものとする。

(2) 請求を行う者は、国際登録簿における関係国際登録の取消前にその国際登録による保護がドイツ連邦共和国において与えられていた標章及び商品又はサービスを明らかにした、世界的所有権機関の国際事務局の証明書を提出しなければならない。

(3) これに加え、請求を行う者は、登録が求められている商品又はサービスの一覧の翻訳文を提出しなければならない。

(4) 変更の請求は、その他のすべての点で標章の登録出願として扱われるものとする。ただし、国際登録簿における標章の取消の日に、マドリッド協定に関する議定書第 5 条(2)に基づく保護の拒絶の期間が既に満了していた場合であって、保護の拒絶又はその後の保護の取消に関する手続がその日に係属していない場合は、標章は、事前の審査をすることなく第 41 条に基づき直接登録される。第 2 文に基づき標章の登録に対しては、異議申立をすることはできない。

第3章 共同体商標

第125a条 共同体商標出願の特許庁への提出

共同体商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EC)No. 207/2009(欧州共同体公報 OJ EC No. L78, p. 1, 2009年3月24日)第25条(1)(b)に基づき共同体商標出願が特許庁に提出された場合は、特許庁は、その受理の日をその願書に記載し、審査することなく直ちにそれを欧州共同体商標意匠庁に送付しなければならない。

第125b条 本法の規定の適用

次の各場合には、本法の規定が共同体商標規則に基づき出願又は登録された商標に適用される。

1. 第9条(保護の相対的拒絶理由)の適用については、先の順位で出願又は登録された共同体商標は、本法に基づき先の順位で出願又は登録された商標と同等であるものとみなされる。ただし、第9条(1)3.にいうドイツにおける名声は、共同体商標規則第9条(1)(c)にいう共同体における名声に読み替えるものとする。
2. 共同体商標規則第9条から第11条までに基づく権利のほか、登録共同体商標の所有者は、賠償(第14条(6)及び(7))、破棄及び回収(第18条)、情報(第19条)、提出及び検査(第19a条)、賠償請求権の保証(第19b条)並びに判決の公告(第19c条)について、本法に基づいて登録された商標の所有者と同一の権利を有する。
3. 登録共同体商標に基づく権利が本法に基づき登録された後の順位の商標の使用に対して主張される場合は、第21条(1)(権利の喪失)を準用する。
4. 商標の登録に対する異議申立(第42条)が先の順位の登録共同体商標を根拠とする場合は、第43条(1)(使用の一応の根拠)を準用する。ただし、第26条に基づく先の順位の商標の使用は、共同体商標規則第15条に基づく先の順位の共同体商標の使用に読み替える。
5. 商標の登録の取消請求(第51条(1))が先の順位の登録共同体商標を根拠とする場合は、
 - a) 第51条(2)第1文(権利の喪失)を準用する；
 - b) 第55条(3)(使用の立証)を準用するが、第26条に基づく先の順位の商標の使用を共同体商標規則第15条に基づく共同体商標の使用に読み替えることを条件とする。
6. 登録共同体商標の所有者は、本法に基づいて登録された商標の所有者と同一の方法で、輸入品及び輸出品の押収の請求を提出することができる。第146条から第149条までを準用する。

第125c条 後にする商標の無効

(1) 特許庁の登録簿に登録された商標の優先権が、出願又は登録された共同体商標に関し、共同体商標規則第34条又は第35条に基づき主張された場合及び特許庁の登録簿に登録された当該商標が第47条(6)に基づく保護期間の不更新又は第48条(1)に基づく放棄のために取り消された場合には、取消事由又は無効事由による商標の無効は、請求により、後に確立することができる。

(2) 無効は、取消事由又は無効事由による取消と同一の条件で確立されるものとする。ただし、第49条(1)に基づく取消事由による商標の無効は、同条項に基づく取消要件が保護期間の不更新又は放棄による商標の取消の日に既に満たされていた場合にのみ確立することができる。

きる。

(3) 無効の手続は、登録商標の取消手続に適用される規定によって規律されるものとする。ただし、その登録取消は商標無効の確立と読み替えられるものとする。

第 125d 条 共同体商標の変更

(1) 出願又は登録された共同体商標の変更の請求が共同体商標規則第 109 条 (3) に基づき特許庁に送付された場合は、特許費用法に基づく変更手続に係る手数料及び分類手数料は、変更請求を特許庁が受領したときに納期が到来する。

(2) 変更請求が、未だ共同体商標として登録されていない商標に関するものである場合は、その変更請求は、特許庁の登録簿への商標の記載に係る出願と同様に扱われるものとするが、ただし、第 33 条 (1) にいう出願日は、共同体商標規則第 27 条にいう共同体商標の出願日又は共同体商標について主張されている優先日に読み替える。特許庁の登録簿に記載された商標の先順位が共同体商標規則第 34 条に基づく共同体商標の出願について主張されていた場合は、第 1 文にいう日を当該先順位に読み替える。

(3) 変更請求が、既に共同体商標として登録されている商標に関するものである場合は、特許庁は、更に審査することなくその元の優先権を維持したまま、直ちにその商標を第 41 条に基づいて登録簿に記載する。その登録に対して異議を申し立ててはならない。

(4) その他の点に関しては、商標出願に関する本法の規定を変更請求に適用する。

第 125e 条 共同体商標裁判所；共同体商標訴訟

(1) 共同体商標裁判所が共同体商標規則第 91 条 (1) に定める管轄権を有するすべての訴訟（共同体商標訴訟）については、係争中の価額に関係なく、地方裁判所が第 1 審の共同体商標裁判所として専属管轄権を有する。

(2) 第 2 審の共同体商標裁判所は、第 1 審の共同体商標裁判所が所在する管轄区域内の高等地方裁判所とする。

(3) 州政府は、法定命令により、複数の共同体商標裁判所の管轄区域に係わる共同体商標訴訟をそれらの裁判所の 1 に割り当てる権限を有する。州政府は、法定命令により、その権限を州の法務省に委任することができる。

(4) 州は、取決により、1 の州の共同体商標裁判所に課せられた職務の全部又は一部を、他の州の権限のある共同体商標裁判所に委任することができる。

(5) 第 140 条 (3) 及び第 142 条は、共同体商標裁判所における手続に準用する。

第 125f 条 委員会への通知

連邦法務省は、第 1 審及び第 2 審の共同体商標裁判所並びにそれらの数、名称又は土地管轄についてのあらゆる変更を欧州共同体委員会に通知しなければならない。

第 125g 条 共同体商標裁判所の土地管轄

ドイツの共同体商標裁判所が共同体商標規則第 93 条に基づき国際的管轄権を有する場合は、土地管轄に関する規定は、特許庁に提出された商標出願又は特許庁の登録簿に登録された商標に適用できるものとして準用する。管轄権が上記規定に基づき確立できない場合は、土地管轄を有する裁判所は、原告が住所を有する土地の裁判所とする。

第 125h 条 破産手続

(1) 破産裁判所は、出願又は登録された共同体商標が破産財産の中にあることを知った場合は、欧州共同体商標意匠庁(商標及び意匠)に対し、次の事項を共同体商標登録簿に記録するよう又は出願に関しては出願のファイルに記録するよう直接請求しなければならない。

1. 破産手続の開始及び未だ記録されていない場合は、処分の禁止
2. 共同体商標登録又は共同体商標出願の放棄又は現金化
3. 破産手続の却下、及び
4. 破産手続の取消(ただし、債務者の監督に関しては、その監督が完了した後のみ)及び一切の処分の禁止の取消

(2) 共同体商標登録簿又はファイルへの記録は、破産管財人が請求することもできる。自己財産管理(破産法第 270 条)に関しては、財産管理人が破産管財人に代わって行動する。

第 125i 条 執行条項の発動

特許裁判所は、共同体商標規則第 82 条 (2) 第 2 文に基づく執行条項の発動を管轄する。執行書は、特許庁登録所の登録官が発令する。

第6部 原産地表示

第1章 原産地表示の保護

第126条 原産地表示として保護される名称、表示又は記号

(1) 本法の適用上、原産地表示とは、商品又はサービスの原産地を特定するために取引上使用される場所、地域、地方又は国の名称及びその他の表示若しくは記号をいう。

(2) (1)の適用上、一般的性質の名称、表示又は記号は、原産地表示として保護することができない。(1)にいう原産地表示を含むか又はそのような表示に由来するが、その本来の意味を失い、商品若しくはサービスの名称として又は商品若しくはサービスの種類、内容、型その他の特性若しくは特徴の指示若しくは表示として使用されるものは、一般的性質の表示とみなされる。

第127条 保護の範囲

(1) 原産地表示は、原産地を異にする商品又はサービスについての当該名称、表示又は記号の使用がそれら商品又はサービスの原産地について誤認させる虞を必然的に伴う場合は、当該原産地表示によって指定される場所、地域、地方又は国に由来しない商品又はサービスについて取引上使用することができない。

(2) 原産地表示を付した商品又はサービスが特別な特性又は特別な品質を示すものである場合は、その原産地の商品又はサービスについて当該原産地表示を取引上使用することは、その商品又はサービスが当該特性又は品質を有しているときにのみ認められるものとする。

(3) 原産地表示が特別な名声を得ている場合は、原産地について誤認させる虞がないときであっても、原産地を異にする商品又はサービスについての使用が、そのような原産地表示の名声若しくは識別性を不正かつ不当に利用し又は係る名声若しくは識別性を害する虞のあるものであるときは、このような異なった原産地の商品又はサービスについて取引上そのような原産地表示を使用することは認められないものとする。

(4) (1)から(3)までは、保護されている原産地表示と類似する名称、表示又は記号が使用される場合又は原産地表示が付加して使用される場合にも、適用される。ただし、次の場合に限る。

1. (1)にいう場合は、逸脱又は付加に拘らず、原産地について誤認させる虞があるとき、又は
2. (3)にいう場合は、逸脱又は付加に拘らず、その使用が原産地表示の名声又は識別性を不正に利用し又は害する虞のあるとき

第128条 侵害を理由とする権利

(1) 第127条に違反して名称、表示又は記号を業として使用する者は、反復の虞が存在することを条件として、不正競争防止法第8条(3)に基づき差止命令に係る権利を主張する権利を有する者による主張の対象となる。その権利は、違反の虞がある場合にも存在する。第18条、第19条及び第19a条を準用する。

(2) 故意又は過失で第127条に違反して行動した者は、当該違反により被った損害について原産地表示の権利者に賠償を支払う責を負う。賠償額を査定する際には、当該権利侵害によ

り侵害者が得た利益も考慮に入れる。第 19b 条を準用する。

(3) 第 14 条 (7) 及び第 19d 条を準用する。

第 129 条 出訴期限

第 128 条に基づく請求は、第 20 条に基づく出訴期限法の適用を受けるものとする。

第 2 章 規則(EEC)No. 510/2006 に基づく地理的表示及び原産地表示の保護

第 130 条 特許庁における手続；出願に対する不服申立

(1) 農産物及び食品についての地理的表示及び原産地表示の保護に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則 (EG) No. 510/2006 (OJ EU No. L 93 p. 12) の該当版の第 7 条 (7) に基づき欧州共同体委員会が維持する保護されている原産地表示及び保護されている地理的表示登録簿への地理的表示又は原産地表示の登録出願は、特許庁に提出する。

(2) 本章に規定されている手続については、特許庁に設けられている商標部門が権限を有する。

(3) 特許庁は、出願を審査する際、連邦食糧農業消費者保護省及び該当する州の管轄権を有する専門省及び利害関係を有する公共団体の意見並びに利害関係を有する団体及び産業組織の意見を聴取するものとする。

(4) 特許庁は、出願を商標公報において公告する。ドイツ連邦共和国の領域内に本拠を有するか又は居住し、正当な利害関係を有する者は、商標公報における公告から 2 月以内に、その出願に対する不服申立を特許庁に提出することができる。

(5) 出願が規則 (EG) No. 510/2006 の条件を満たし、かつ、その実施規定に従っているときは、特許庁はそのことを命令により確認する。そうでない場合は、出願は命令により拒絶される。特許庁は、承認の決定を商標公報において公告する。(4) に基づいて公告された表示に重要な変更がある場合は、それを承認命令と共に商標公報において公告する。第 1 文及び第 2 文にいう命令は、出願人及び期限内に不服申立を提出した者に送達する。

(6) 出願が規則 (EG) No. 510/2006 及びその実施規定の条件に従っていることが法的に確認された場合は、特許庁は、その旨を出願人に通知し、かつ、必要な書類を添えて出願を連邦法務省に送付する。更に、特許庁は、承認決定において言及される指定の文言を商標公報において公告する。連邦法務省は、必要な書類を添えて、出願を欧州共同体委員会に送付する。

第 131 条 意図された登録に対する不服申立

(1) 欧州共同体委員会が備える保護されている原産地表示及び保護されている地理的表示の登録簿への地理的表示又は原産地表示の意図された記載に対する規則 (EG) No. 510/2006 第 7 条 (2) に基づく不服申立は公告から 2 月以内に特許庁に提出するものとし、それは規則 (EG) No. 510/2006 第 6 条 (2) に基づき欧州共同体公報に掲載される。

(2) 不服申立手数料の納付期限は、特許費用法第 6 条 (1) 第 1 文に基づいて定める。不服申立の期限又は不服申立手数料の納付期限に係る権利の回復は認められない。

第 132 条 指定変更に係る請求、取消手続

(1) 第 130 条及び第 131 条は、規則 (EG) No. 510/2006 第 9 条 (2) 第 1 文に基づき保護されている地理的表示又は保護されている原産地表示の指定を変更する請求に準用する。手数料の納付は不要とする。

(2) 第 130 条及び第 131 条は、規則 (EG) No. 510/2006 第 12 条 (2) に基づき保護されている地理的表示又は保護されている原産地表示の取消に係る請求に準用する。

第 133 条 審判請求

本章中の規定に基づいて特許庁が下した決定に対しては、連邦特許裁判所への審判請求及び連邦最高裁判所への法律上の争点に関する審判請求が認められる。出願に対して期限内に不服申立を提出した者又は第 130 条 (5) 第 4 文に基づいて公告された変更された表示を基礎とする承認命令により正当な権利が影響される者は、第 130 条 (5) 第 1 文に基づく決定に対して審判請求を提出することができる。連邦特許裁判所における審判請求手続 (第 66 条から第 82 条まで) 及び連邦最高裁判所における法律上の争点に係る審判請求 (第 83 条から第 90 条まで) に関する本法中の規定を他の点に関して準用する。

第 134 条 監督

(1) 規則 (EEC)No. 510/2006 及び同規則を実施する規定に基づき必要とされる監督、監視及び管理は、州法に基づく責任ある当局に課されるものとする。

(2) (1) の適用上、監督及び点検のために必要とされる限り、責任ある当局の職員は、農産物又は食品を生産若しくは販売する (食品及び日用品に関する法律第 3 条 (1), (2)) か又は共同体内において係る農産物若しくは食品を移動、輸入若しくは輸出する企業に対し、それらの営業時間又は就業時間内に次のことをすることができる。

1. 事業施設及び不動産、販売設備並びに運送手段に対して立入点検を行うこと
2. 受取書と引き換えに商品見本を採ること。関係する当事者が求める場合は、見本の一部又は見本が不可分のものである場合は、別の見本を公の印章の下に当該人に残すこと
3. 営業記録を点検し調査すること
4. 情報を要求すること

これらの権利は、公の場所、特に市場、広場、街路において又は行商人によって販売される農産物又は食品にも及ぶ。

(3) 企業の所有者又は管理者は、自己の事業施設及び不動産、販売設備並びに運送手段への立入と点検を認め、点検を適切に行うことができるような方法で点検すべき農産物又は食品を提出し又は提出させ、点検中に必要な補助を行い又は行わせ、商品見本を採ることを認め、営業記録を提出し、それらの調査を認め、その他関係の情報を提供する責を負うものとする。

(4) 輸入及び輸出の過程において監督が行われる場合は、(2) 及び (3) は、企業の所有者に代わって共同体内において農産物又は食品を運送、輸入又は輸出する者にも準用する。

(5) 情報を提供する責を負う者は、自己又は民事訴訟法第 383 条 (1) 1 から 3 までに規定された親族の 1 に対して行政反則法に基づく起訴又は訴訟手続の責を負わせることとなるような質問に応じて情報を与えることを拒否することができる。

(6) 点検のために規則 (EEC)No. 510/2006 第 11 条に基づき行われるべき職務上の行為については、費用を賄うための手数料及び実費が課せられるものとする。手数料の対象となる行為は、州法により定められるものとする。

第 135 条 侵害を理由とする権利

(1) 不正競争防止法第 8 条 (3) に基づく権利を主張することができる者は、規則 (EG) No. 510/2006 第 8 条又は第 13 条に違反する行為を業として行った者に対し、反復の虞があることを条件として、差止命令を請求することができる。この権利は、初めて違反の虞がある場合にも存在する。第 18 条、第 19 条、第 19a 条及び第 19c 条を準用する。

(2) 第 128 条 (2) 及び (3) を準用する。

第 136 条 出訴期限

第 135 条に基づく請求は、第 20 条に基づく出訴期限法の適用を受けるものとする。

第3章 法律上の命令を発する権限

第137条 個々の原産地表示の保護に関する詳細な規定

(1) 連邦法務省は、連邦経済技術省、連邦食糧農業消費者保護省の同意並びに州議会の承諾を得て、個々の原産地表示に関する詳細な規定を法律上の命令によって規定する権限を有する。

(2) 次の事項は、法律上の命令によって規定することができる。

1. 政治的又は地理的境界への言及による原産地の区域
2. 第127条(2)においては品質又はその他の特性及びこれらに関連する事情、特に、商品を製造若しくは生産する又はサービスを提供する過程若しくは方法又は使用される原材料の品質若しくはその原産地のようなその他の特性、及び
3. 原産地表示が使用される方法

これらを規定するに当たっては、原産地表示の使用において現存する公正な慣例及び風習を斟酌しなければならない。

第138条 規則(EG) No. 510/2006に基づく出願及び不服申立に係る手続に関するその他の規定

(1) 連邦法務省は、連邦議会の同意を得ることなく、出願、不服申立、補正及び取消の手続(第130条から第132条まで)に関する詳細な規定を法律上の命令により定める権限を有する。

(2) 連邦法務省は、(1)に基づく法律上の命令を発令する権限を、連邦議会の同意を得ることなく、法律上の命令によってドイツ特許商標庁に全面的又は部分的に委譲することができる。

第139条 規則(EG) No. 510/2006を実施する規定

(1) 連邦法務省は、規則(EG) No. 510/2006又は欧州共同体の理事会若しくは委員会により発令された規定に基づくその実施に必要な限りにおいて、連邦議会の同意を得た上で、連邦経済技術省及び連邦食糧農業消費者保護省との合意の下に、規則(EG) No. 510/2006に基づく原産地表示及び地理的表示の保護の更なる詳細を法律上の命令により規定する権限を有する。第1文に基づく法律上の命令によって、特に、次の事項に関する規定を定めることができる。

1. 農産物又は食品への標記
2. 保護されている表示を使用する権利、又は
3. 共同体内での移動又は輸入及び輸出の監督又は検査に係る要件及び手続

第1文に基づく法律上の命令は、加盟国がそこに掲げる共同体法の規定に基づいて補足規定を定める権限を有する場合にも定めることができる。

(2) 州政府は、法律上の命令により、規則(EG) No. 510/2006第11条に基づき必要な検査の実施を認可された民間検査団体に委譲し、又は係る団体に検査の実施に関与させる権限を与えられる。州政府は、また、民間検査団体の認可に係る要件及び手続を法律上の命令により定めることができる。州政府は、第1文及び第2文に基づく権限の全部又は一部を法律上の命令により他の当局に委譲する権限を有する。

第7部 標識に関する訴訟の手続

第140条 標識に関する訴訟

(1) 本法の下に規制される法律関係の1から生じる主張が行われるすべての訴訟(標識訴訟)について、地方裁判所は、係争中の価額に関係なく、専属管轄権を有する。

(2) 州政府は、複数の地方裁判所の地域に係わる標識に関する訴訟の全部又は一部について、それら地方裁判所の内の1の裁判所をそのような標識に関する訴訟の管轄裁判所と指定する旨の法律上の命令を発する権限を有する。ただし、その指定が事実上の促進又は手続の迅速な終結に資する場合に限る。州政府は、この権限を州法務省に委譲することができる。更に、州は、取決めにより、州のうちの1の裁判所に課せられた職務の全部又は一部を他の州の管轄裁判所に委譲することができる。

(3) 標識に関する訴訟に特許弁護士が関与することにより生ずる費用については、弁護士報酬に関する連邦法第13条に基づく最高額までの報酬及びその他の特許弁護士経費が返還されるものとする。

第141条 本法及び不正競争防止法に基づく請求の裁判管轄地

本法に規定する法律関係に関する請求であって、不正競争防止法の規定に基づくものは、不正競争防止法第14条に規定する裁判所に対して主張することを要求されないものとする。

第142条 係争中の価額の縮小

(1) 本法に基づき定められる法律関係の1から生ずる権利が訴訟によって主張されている民事事件において、当事者が、係争中の価額の最高額に従った裁判費用が自己の財務状態を相当危うくすることを裁判所に納得させる場合は、裁判所は、当該人の請求により、裁判費用を支払うべき当該人の負担を、当該人の財務状態に適応した係争中の価額の割合に従って調整すべきことを命ずることができる。

(2) (1)に基づく命令の結果として、勝訴当事者も自己の弁護士の報酬を、係争中の価額の割合に従ってのみ支払うことを要求されるものとする。勝訴当事者はまた、裁判費用が自己に対し裁定された限りにおいて又はその費用を受け入れた限りにおいて、相手方が支払った裁判費用及びその弁護士費用を、係争中の価額の割合に従ってのみ補償するよう要求されるものとする。裁判費用以外の費用を相手方が支払うべきことが命令されている限りにおいて又は相手方が係る費用を引き受ける限りにおいて、勝訴当事者の弁護士は、相手方に割り当てられる係争中の価額の割合に従って自己の手数料を相手方から回収することができる。

(3) (1)に基づく請求は、裁判所の登録官事務所に対して行い、そこに記録されることができる。その請求は、事件の実体が審理される前に提出しなければならない。その後は、請求は、裁判所が推定又は確定した係争中の価額を後に増額する場合にのみ行うことができる。請求についての決定がなされる前には、相手方に対する聴聞が行われるものとする。

第8部 刑事罰又は罰金の規定，輸入及び輸出に関する差押

第1章 刑事罰又は罰金の規定

第143条 罰すべき標識の侵害

(1) 取引上不正に次のことをする者は，3年以下の懲役又は罰金に処せられるものとする。

1. 第14条(2)1.又は2.に反して記号を使用すること
 2. 第14条(2)3.に反して，名声を得ている商標の識別性若しくは名声を利用する又はそれらを害する意図をもって記号を使用すること
 3. 第三者が，次の規定に基づき記号の使用を禁止されている限りにおいて，第14条(4)1.に反して記号を付すこと，又は第14条(4)2.又は3.に反して梱包，包装又は標章媒体の販売を申し出し，市場に出し，貯蔵し，輸入し若しくは輸出すること
- a) 第14条(2)1.又は2.，又は
 - b) 第14条(2)3.，かつ，名声を得ている標章の識別性若しくは名声を利用し又はそれらを害する意図の下に行う行為が犯されていること
4. 第15条(2)に反して表示又は記号を使用すること，又は
 5. 名声を得ている取引上の表示の識別性又は名声を利用し又は害する意図をもって第15条(3)に反して表示又は記号を使用すること

(1a) (廃止)

(2) 違反者が商業的に，又は(1)に該当する場合に当該犯罪の継続的実行の目的で編成された集団の一員として行為するとき，3月から5年までの懲役により処罰される。

(3) 未遂は罰すべきものとする。

(4) (1)にいう場合は，公訴当局の判断において，刑事訴追において特別の公益上の理由から職権による介入が要求されない限り，罪は請求に基づいてのみ訴追されるものとする。

(5) 犯罪に関係する物は，押収することができる。刑法第74a条を適用する。被害者の損害賠償に関する刑事訴訟法に基づく手続(刑事訴訟法第403条から第406c条まで)において第18条にいう破棄請求が認められる場合は，押収に関する規定は適用しない。

(6) 有罪判決がなされた場合，被害者が請求しかつ被害者がそのことに正当な利害関係を有する場合に，その判決は公表されるものとする。公表の範囲及び方法は，判決において決定されるものとする。

(7) (廃止)

第143a条 罰すべき共同体商標の侵害

(1) 共同体商標に関する2009年2月26日の理事会規則(EC)No. 207/2009(体系化版)(2009年3月24日のOJ L 78, p. 1)第9条§1第2文に従う共同体商標の所有者の権利を，禁止に違反し，かつ，商標所有者の同意を得ることなく又は業として，次の方法で侵害した者は，3年以下の懲役又は罰金により処罰される。

1. 共同体商標と同一の記号を，登録された共同体標章に係るものと同一の商品又はサービスについて使用すること
2. 共同体商標と同一又は類似の記号を共同体商標の対象とする同一又は類似の商品又はサービスでの使用のために，公衆に対し混同を生じさせる虞(その記号と当該商標との間の連

想の虞を含む)がある場合、又は

3. 共同体商標と同一又は類似の記号を、共同体商標の登録対象であるものと類似しない商品又はサービスについて使用すること。ただし、共同体商標が共同体内で周知であり、かつ、正当な理由なしに、記号が共同体商標の識別性又は名声を不当に利用し、又は害する意図を以て使用されることを条件とする。

(2) 第 143 条 (2) から (6) までを準用する。

第 144 条 罰すべき原産地表示の使用

(1)

1. 第 127 条 (1) 若しくは (2) に違反して、またそれぞれの場合に (4) に関連してこれらに違反して、若しくは第 137 条 (1) に基づく法律上の命令に違反して、又は

2. 第 127 条 (3) に違反して、また (4) に関連してこれに違反して、若しくは第 137 条 (1) に基づく法律上の命令に違反して、原産地表示の名声若しくは識別性を利用するか若しくは害する意図をもって、原産地表示、名称、表示又は記号を不法に業として使用する者は、2 年以下の懲役又は罰金により処罰される。

(2) 農産物及び食品の地理的表示及び原産地表示保護に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則 (RG) No. 510/2006 (OJ EU No. L 93 p. 12) 第 13 条第 1 節 (a) 又は (b) に違反して、業として、

1. そこに掲げられている製品について登録名称を使用するか、又は

2. 登録名称を用いるか若しくは模倣する者には、同一の罰を課される。

(3) 未遂も処罰される。

(4) 有罪判決があった場合は、裁判所は、判決を下された者の所有に属する物品に不法に付された標記が除去されること又はそれが可能でないときは当該物品が破棄されることを確認する。

(5) 判決が下された場合において、公益上必要なときは、その有罪判決の公表を命じるものとする。公表の範囲及び内容は、判決において決定する。

(6) (廃棄)

第 145 条 行政罰金に関する規定

(1) 次のものの何れかを同一の又は模倣の形態で業として不法に使用する者は、行政犯を実行したものとみなされる。

1. 第 8 条 (2) 6. にいう紋章、旗章その他の主権国家の表象又は国内の地方、地方自治体若しくは地方公共団体の紋章

2. 第 8 条 (2) 7. にいう公の証明標章又は印章

3. 第 8 条 (2) 8. にいう商品又はサービスに標記するための表象、印又は表示

(2) 故意又は過失により、次に掲げることの何れかをする者は何人も、行政犯を実行したものとみなされる。

1. 第 134 条 (3) に違反し、(4) にも関連して、

a) 営業施設、土地、販売施設若しくは運送手段への立入又はそれらの検査を認めないこと

b) 検査を適切に実行できるようなやり方で農産物又は食品を提示しないこと

c) 検査において必要な援助を提供しないこと

- d) 見本の採取を認めないこと
 - e) 企業文書を提出しないか若しくはその全体を提出しないか又はその文書の検査を認めないこと
 - f) 情報を提供しないか、正確に提供しないか又はまったく提供しないこと
2. 第 139 条 (1) に基づく法律上の命令に違反して行動すること。ただし、当該命令が特定の事情について行政罰金に関するこの規定に言及している場合に限る。
- (3) 行政犯は、(1) にいう場合は 2,500 ユーロ以下の行政罰金及び (2) にいう場合は 10,000 ユーロ以下の行政罰金により罰することができる。
 - (4) (1) にいう場合は、第 144 条 (4) を準用する。
 - (5) 規制違反法第36条(1)1.の意義範囲内での行政当局は、(1)に該当する場合は、連邦司法庁である。

第 2 章 輸入及び輸出に関する商品の差押

第 146 条 標識に係る権利の侵害の場合における差押

(1) 本法に基づいて保護される商標又は取引上の表示が不法に付されている商品は、一定の知的所有権を侵害している疑いがある商品に対する税関の措置及び係る権利を侵害したと認められる商品に対して取られるべき措置 (OJ EU No. L 196 p, 7) に関する 2003 年 7 月 22 日の理事会規則 (EG) No 1383/2003 のそれぞれの該当版が適用される場合を除き、当該権利の所有者の請求によりかつ当該人による保証金の供託を条件として、権利の侵害が明白である限りにおいて、当該商品の輸入又は輸出時において税関当局が差し押さえることができる。このことは、税関当局の検査が行われる限りにおいて、欧州連合の他の加盟国及び欧州経済領域協定のその他の締約国との取引に適用される。

(2) 税関当局は、差押を命じる場合は、処分権限を有する者及び請求人に直ちに通知するものとする。請求人は、当該商品の出所、数量及び保管場所並びに処分権限を有する者の名称及び宛先について通知される。通信及び郵便物のプライバシー (基本法第 10 条) は、この点で制限される。請求人は当該商品を検査する機会を与えられものとするが、そのことが商業上又は取引上の秘密を侵害することになる場合はこの限りでない。

第 147 条 没収, 異議申立, 差押商品の解放

(1) 第 146 条 (2) 第 1 文に基づく通知の送達の遅くとも 2 週間以内に差押に対して異議が申し立てられない場合は、税関当局は、差押に係る商品の没収を命ずる。

(2) 処分権原を有する者が差押に対して異議を提起した場合は、税関当局は、これを遅滞なく申立人に通知しなければならない。申立人は、差押に係る商品について第 146 条 (1) に基づく申立を維持するか否かを税関当局に対し遅滞なく宣言する必要がある。

(3) 申立人がその申立を取り下げた場合は、税関当局は遅滞なく差押を解くものとする。申請者がその申立を維持し、かつ、差押に係る商品の没収又は処分権の制限を命じた執行可能な裁判所の決定を提出する場合は、税関当局は、必要な手段を講じなければならない。

(4) (3) にいう場合の何れもが適用されないときは、税関当局は、(2) に基づく申立人に対する通知の送達後 2 週間を経過したときに差押を解くものとする。(3) 第 2 文に規定する裁判所の決定を請求したが未だ受け取らないことを申立人が立証できる場合は、差押は更に最長 2 週間まで維持されるものとする。

第 148 条 権限, 救済

(1) 第 146 条 (1) に基づく申立は、地域財務局に提出しなければならないが、より短い有効期間が求められない限り、2 年間効力を有する。申立は繰り返すことができる。

(2) 申立に関連する職務上の行為の費用は、財政法第 178 条に基づき申立人に課されるものとする。

(3) 差押及び没収は、軽罪に関する法律に基づく差押及び没収についての科料手続によって認められる法的救済手段によって争うことができる。申立人は、係る再審理手続において審問を受ける。地方裁判所の決定に対しては、即時抗告が認められる。即時抗告は、高等地方裁判所によって審理される。

第 149 条 不当な差押の場合における損害

差押が最初から不当なものであることが立証された場合において、申立人が差押に係る商品について第 146 条(1)に基づく申立を維持したか又は遅滞なく宣言(第 147 条(2)第 2 文)を行わなかったときは、申立人は、差押の結果処分権者に生じた損害を賠償する必要があるものとする。

第 150 条 規則 (EG) No. 1383/2003 に基づく手続

(1) 管轄税関事務所は、規則 (EG) No. 1383/2003 第 9 条に基づいて商品の引渡を停止するか又は商品を留置した場合は、権利保持者のみならず請求人又は商品の保有者若しくは所有者にそのことについて直ちに通知するものとする。

(2) (1) にいう場合において、権利保持者は、規則 (EG) No. 1383/2003 第 11 条にいう下記の簡素化されて手続により商品を破棄するよう請求することができる。

(3) 請求は、(1) にいう通知の受領から 10 就業日以内に、又は傷みやすい商品の場合は 3 就業日以内に、書面により税関当局に提出しなければならない。それには、手続の対象である商品が本法に基づいて保護されている権利の侵害に係るものである旨の情報を記載しなければならない。請求人、商品の保有者又は所有者の商品の破棄に対する同意書を同封するものとする。第 3 文に拘らず、請求人、保有者又は所有者は、自己が破棄に同意するか否かを述べる宣言書を税関当局に直接提出することができる。第 1 文にいう期限は、満了前の権利保持者の請求により、10 就業日の間延期することができる。

(4) 請求人、商品の保有者又は所有者が(1)にいう通知の受領から 10 就業日以内に、又は傷みやすい商品の場合は 3 就業日以内に破棄に反対しなかったときは、破棄に対する同意がなされたものとみなされる。この事情を(1)にいう通知において言及するものとする。

(5) 商品の破棄は、権利保持者の費用及び責任において行うものとする。

(6) 税関事務所は、破棄の組織上の取扱を担当する。それにより(5)が影響を受けることはない。

(7) 規則 (EG) No. 1383/2003 第 11 条第 1 節第 2 段落にいう保管期間は 1 年とする。

(8) 規則 (EG) No. 1383/2003 に別段の規定がある場合を除き、その他の点に関して第 146 条及び第 149 条を準用する。

第 151 条 原産地表示に関するドイツ法に基づく手続

(1) 本法又は欧州共同体の法規に基づいて保護されている原産地表示を不法に付した商品は、規則 (EG) No. 1383/2003 が適用されるべき場合を除き、その輸入、輸出又は通過の際に不法な標記を除去する目的で差押の対象となるが、それは権利の侵害が明白な場合に限られる。このことは、取締りが税関当局によって行われる場合に限り、欧州連合の他の加盟国及び欧州経済領域協定の他の締約国との取引に適用されるものとする。

(2) 差押は税関当局が行う。税関当局は、不法な標記を除去するために必要な措置も命じるものとする。

(3) 税関当局の命令に従わない場合又は除去が実行不可能な場合は、税関当局は、商品の没収を命じる。

(4) 差押及び没収は、行政犯に関する法律に基づく差押及び没収に係る行政罰金手続において認められる審判請求によって争うことができる。地方裁判所の決定に対しては、即時抗告

が認められる。即時抗告に関しては、高等地域裁判所が裁定する。

第9部 経過規定

第152条 本法の適用

以下に別段の規定が置かれていない限り、本法の規定は、1995年1月1日前に出願若しくは登録され又は取引上の使用若しくは周知性により獲得された商標及び1995年1月1日前に適用される規定に基づき保護されていた取引上の表示にも適用されるものとする。

第153条 侵害に対する請求の主張の制限

(1) 1995年1月1日前に登録された商標又は使用若しくは周知性により同日前に獲得された商標若しくは取引上の表示の所有者が、その時に適用される規定に基づき、当該の商標、取引上の表示若しくは同一の記号の使用に対して権利侵害の主張をする権原を有さなかった場合は、本法の下に係る商標又は取引上の表示から生ずる権利は、当該商標、取引上の表示又は記号の継続的使用に対して主張することができないものとする。

(2) 第21条は、1995年1月1日前に登録された商標又は同日前に使用若しくは周知性により獲得された商標若しくは取引上の表示の所有者の主張に適用する。ただし、第21条(1)及び(2)に規定される5年の期間は1995年1月1日から起算されるものとする。

第154条 対物的権利，執行，破産手続

(1) 1995年1月1日前から、商標の出願若しくは登録によって与えられた権利が対物的権利の対象となっている場合又は出願若しくは登録によって与えられた権利が執行処置の対象となっている場合は、これらの対物的権利又は処置は、第29条(2)に基づき登録簿に登録することができる。

(2) 商標の出願又は登録によって与えられる権利が破産手続に含まれている場合は、(1)を準用する。

第155条 ライセンス

第30条は、商標の出願若しくは登録により又は商標の使用若しくは周知性により与えられた権利に基づき1995年1月1日前に付与されたライセンスに適用する。ただし、ライセンスが第30条(5)の効力から利益を得るのは、権利の移転又はライセンス付与が1995年1月1日後になされた場合に限る。

第156条 絶対的拒絶理由に関する商標出願の審査

(1) 1995年1月1日前に出願された記号が、同日前ににおいて有効であった規定に基づき特許庁が職権により考慮しなればならなかった理由により登録適格を欠いたが、本法第3条、第7条、第8条又は第10条の下では登録適格を有する場合は、本法の規定を適用する。ただし、その出願は1995年1月1日にされたものとみなされ、かつ、元の出願日及び主張された優先日には係わりなく、1995年1月1日が第6条(2)の適用上先順位を決定する決め手になるものとする。

(2) 商標出願の審査について、特許庁は、出願が(1)の要件を満たしているとの結論を下す場合は、その旨出願人に通知する。

(3) (2)に基づく通知の送達の日から2月以内に、出願人が(1)の適用上先順位の繰下に同意

する旨を特許庁に通知した場合は、当該記号の出願は、以後本法に基づく商標出願として処理されるものとする。

(4) 出願人が(1)の適用上先順位の繰下に同意しない旨を特許庁に通知した場合又は出願人が(3)に規定された期間内に何らの通知も行わない場合は、特許庁は出願を拒絶する。

(5) 出願人は、出願の拒絶に関係し、1995年1月1日に係属している不服申立手続、審判請求手続又は法律審判請求手続において、(3)に基づく言明を行うこともできる。(2)から(4)までを準用する。

第157条 公告及び登録

出願の公告が旧商標法第5条(1)に基づき1995年1月1日前に決定されたが、当該出願が同法第5条(2)に基づき未だ公告されていない場合は、当該商標は、予め公告されることなく第41条に基づき登録簿に登録される。公告決定後に提出された早期登録の請求について旧商標法第6a条(2)に規定された手数料が既に納付されていた場合は、その手数料は職権により返還されるものとする。

第158条 異議申立手続

(1) 旧商標法第5条(2)に基づく商標出願又は同法第5条(2)との関連における同法第6a条(3)に基づく商標登録が、1995年1月1日前に公告されていた場合は、同法第5条(4)に規定された期間内に提起される異議申立は、同法第5条(4)に基づく異議理由及び本法第42条(2)の異議理由を根拠とすることができる。旧商標法第5条(4)に規定する期間内に異議申立が提起されない場合は、その商標が既に旧商標法第6a条(1)に基づき登録されているときを除いて、当該商標は第41条に基づき登録されるものとする。当該登録は、第42条に基づく異議申立はできないものとする。

(2) 旧商標法第5条(2)に基づき公告された商標又は同法第6a条(1)に基づき登録された商標の登録に対し、同法第5条(4)に基づく異議申立が1995年1月1日前に提起されていた場合又は(1)に基づく異議申立が1995年1月1日後に提起される場合は、旧商標法第5条(4)2.及び3.は、異議申立がそれらの規定を根拠としていたことを条件として、更に適用されるものとする。異議申立が旧商標法第5条(4)1.を根拠としていた場合は、この規定に代えて第42条(2)1.を適用する。

(3) 1995年1月1日前に提起された異議申立に関する手続においては、異議申立の根拠とされた商標の使用が既に争われている場合又はその異議申立手続において争われる場合は、旧商標法第5条(7)に代えて、第43条(1)を準用する。第1文は、1995年1月1日現在係属している特許庁における審判請求手続にも適用する。第1文は、1995年1月1日現在係属している法律審判請求には適用されないものとする。

(4) 異議申立が棄却された場合は、商標は、それが旧商標法第6a条(1)に基づき登録されたものでない限り、第41条に基づき登録簿に登録されるものとする。当該登録には、第42条に基づく異議申立はできないものとする。

(5) 旧商標法第5条(2)に基づき公告された出願に対する異議申立が認められた場合は、登録は拒絶されるものとする。旧商標法第6a条(1)に基づき登録された商標に対する異議申立が認められた場合は、その登録は、第43条(2)第1文に基づき取り消されるものとする。

(6) (1)第2文及び(4)第1文にいう場合において、出願は、職権により斟酌すべき拒絶理由

を根拠としては拒絶されないものとする。

第 159 条 出願の分割

第 40 条は、旧商標法第 5 条(2)に基づき 1995 年 1 月 1 日前に公告された出願の分割に適用する。ただし、その分割は異議申立期間の満了後にのみ宣言することができること及びその宣言は請求の提出日に係属している異議申立が分割後に原出願の一部に対してのみ向けられることになるときにのみ許容されることを条件とする。異議申立によって影響を受けない元の出願の部分は、第 41 条に基づき登録される。当該登録には、第 42 条に基づく異議申立はできないものとする。

第 160 条 保護の期間及び更新

保護の期間及び登録の更新に関する本法の規定(第 47 条)は、1995 年 1 月 1 日前に登録された商標にも適用する。ただし、旧商標法第 9 条(2)に基づく保護の期間が 1995 年 1 月 1 日前に満了する場合は、同法第 9 条(2)は登録商標の保護期間の更新の手数料を期限経過前に有効に納付することができる期間の計算になお適用されるものとする。

第 161 条 取消事由による登録商標の取消

(1) 旧商標法第 11 条(4)に基づく商標登録の取消請求が 1995 年 1 月 1 日前に特許庁に提出されていた場合であって、同法第 11 条(4)第 3 文に規定された取消に対する異議申立の期間が 1995 年 1 月 1 日に満了していないときには、この期間は 2 月とする。

(2) 旧商標法第 11 条(1)3. 又は 4. に基づく商標登録の取消訴訟が 1995 年 1 月 1 日前に提起されている場合は、登録は、この日まで効力を有していた規定及び本法の規定の双方に基づき訴訟が許容されるときにのみ、取り消され得るものとする。

第 162 条 絶対的拒絶理由による登録商標の取消

(1) 商標登録が旧商標法第 10 条(2)2. に基づき取り消されるべきであることを 1995 年 1 月 1 日前に商標の所有者に通知していた場合であって、同法第 10 条(3)第 2 文に規定された取消に対する異議申立の期間が 1995 年 1 月 1 日に満了していないときは、この期間は 2 月とする。

(2) 旧商標法第 10 条(2)2. に基づく絶対的拒絶理由の存在を理由とする商標登録の取消手続が職権により 1995 年 1 月 1 日前に開始されていた場合又はこの規定に従い取消請求が同日前に提出されていた場合は、登録は、商標がこの日まで効力を有していた規定によっても、又は本法の規定によっても保護することができないものであるときにのみ、取り消されるものとする。このことは、1995 年 1 月 1 日前に登録された商標登録の取消について第 54 条に基づき 1995 年 1 月 1 日後に開始された手続にも適用されるものとする。

第 163 条 先の権利を理由とする登録商標の取消

(1) 旧商標法第 11 条(1)1. に基づく先の出願を根拠として又はその他の先の権利を根拠として 1995 年 1 月 1 日前に商標登録の取消訴訟が提起されていた場合は、登録は、(2)に別段の規定がなされていない限り、この日まで効力を有していた規定及び本法の規定に基づき訴訟が許容されるものであるときのみ、取り消されるものとする。このことは、1995 年 1 月 1

日前に登録された商標登録の取消について第 55 条に基づき 1995 年 1 月 1 日後に提起される訴訟にも適用されるものとする。

(2) 第 51 条(2)第 1 文及び第 2 文は、(1)第 1 文にいう場合には適用されないものとする。

(1)第 2 文にいう場合においては、第 51 条(2)第 1 文及び第 2 文が、5 年の制限期間は 1995 年 1 月 1 日から起算されるものとして適用されるものとする。

第 164 条 (廃止)

第 165 条 経過規定

(1) 民法導入法第 229 条第 6 節を準用するが、ただし、2002 年 1 月 1 日まで有効な版の第 20 条は 2002 年 1 月 1 日まで有効な版の失効に関する民法の規定と同等の関係に置かれる。

(2) 2009 年 10 月 1 日前に出願がなされた場合は、登録に対して申し立てられた異議には 2009 年 10 月 1 日まで有効な版の第 42 条が適用される。

(3) 2009 年 10 月 1 日前に提出された不服申立及び審判請求には 2009 年 10 月 1 日まで有効な版の第 64 条及び第 66 条が適用される。一方の当事者が不服申立を提出し、他の当事者が苦情申立を行う多面的手続への指定された規定の適用可能性如何については、申立の提起日が重要であるものとする。